

県土整備企業常任委員会提出資料（県土整備部）

平成22年5月25日

【経営企画分野】

- (1) 平成22年度県土整備部組織機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-1
- (2) 平成22年度県土整備部幹部職員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-5
- (3) 平成22年度予算の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-11
- (4) 社会資本整備総合交付金の創設・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-19

【公共事業総合政策分野】

- (1) 三重県公共事業総合推進本部・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-1
- (2) 三重県公共事業評価制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-3
- (3) 入札・契約制度改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-5
- (4) 公共土木施設における維持管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-7

【道路政策分野】

- (1) 幹線道路網（高速道路網・直轄国道）整備・・・・・・・・・・ 3-1
- (2) 県管理道路の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-5

【流域整備分野】

- (1) 治水対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-1
- (2) 港湾・海岸整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-5
- (3) 下水道事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-9

【住まいまちづくり分野】

〔都市分野〕

- (1) 三重県の都市計画の概要とマスタープランの見直し・・・・・・・・ 5-1
- (2) 景観まちづくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5-5
- (3) 木造住宅耐震化と県営住宅の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5-7

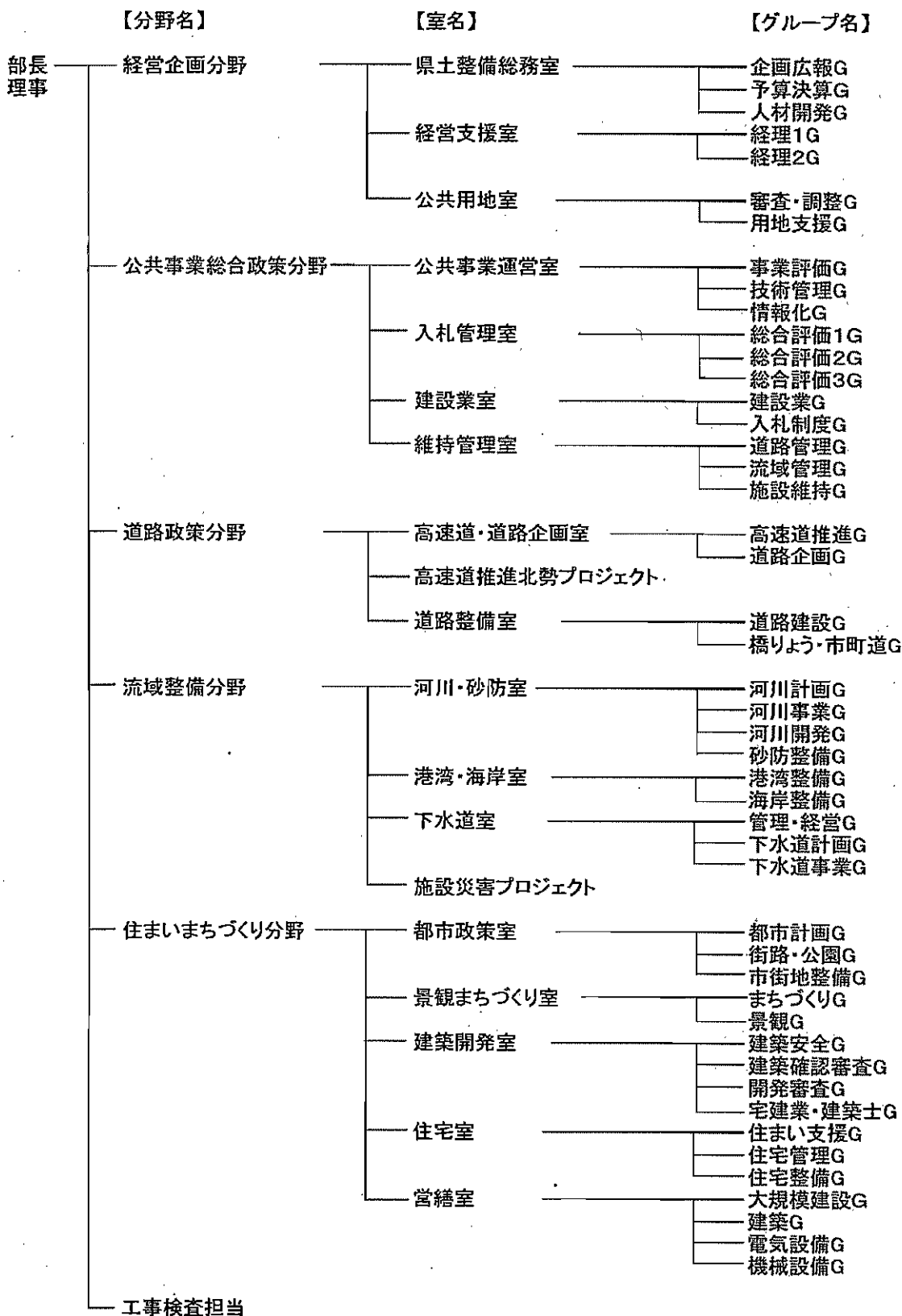
〔建築・営繕分野〕

- (1) 建築開発行政・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6-1
- (2) 営繕事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6-3

県土整備部

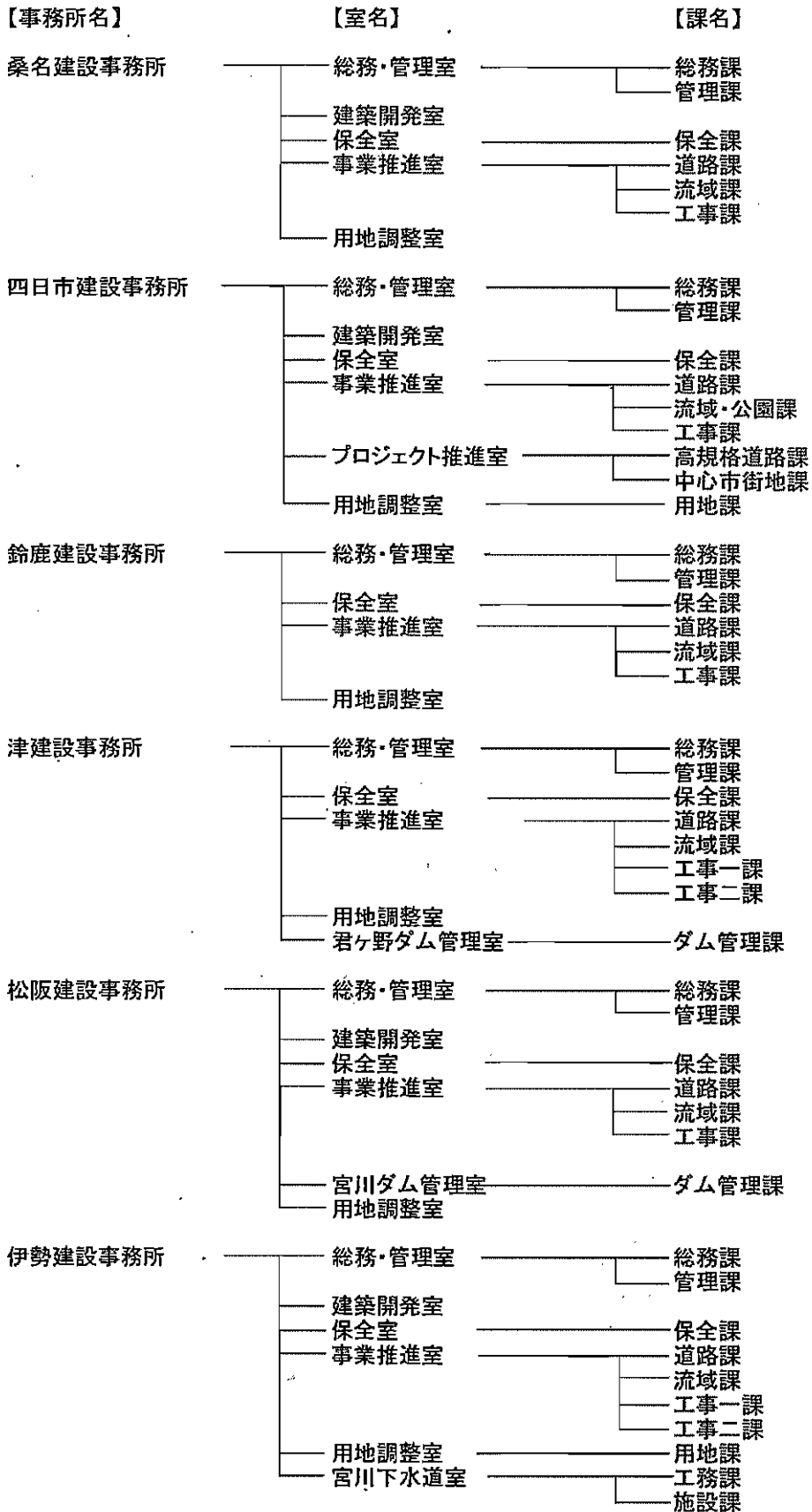
平成22年度県土整備部組織機構

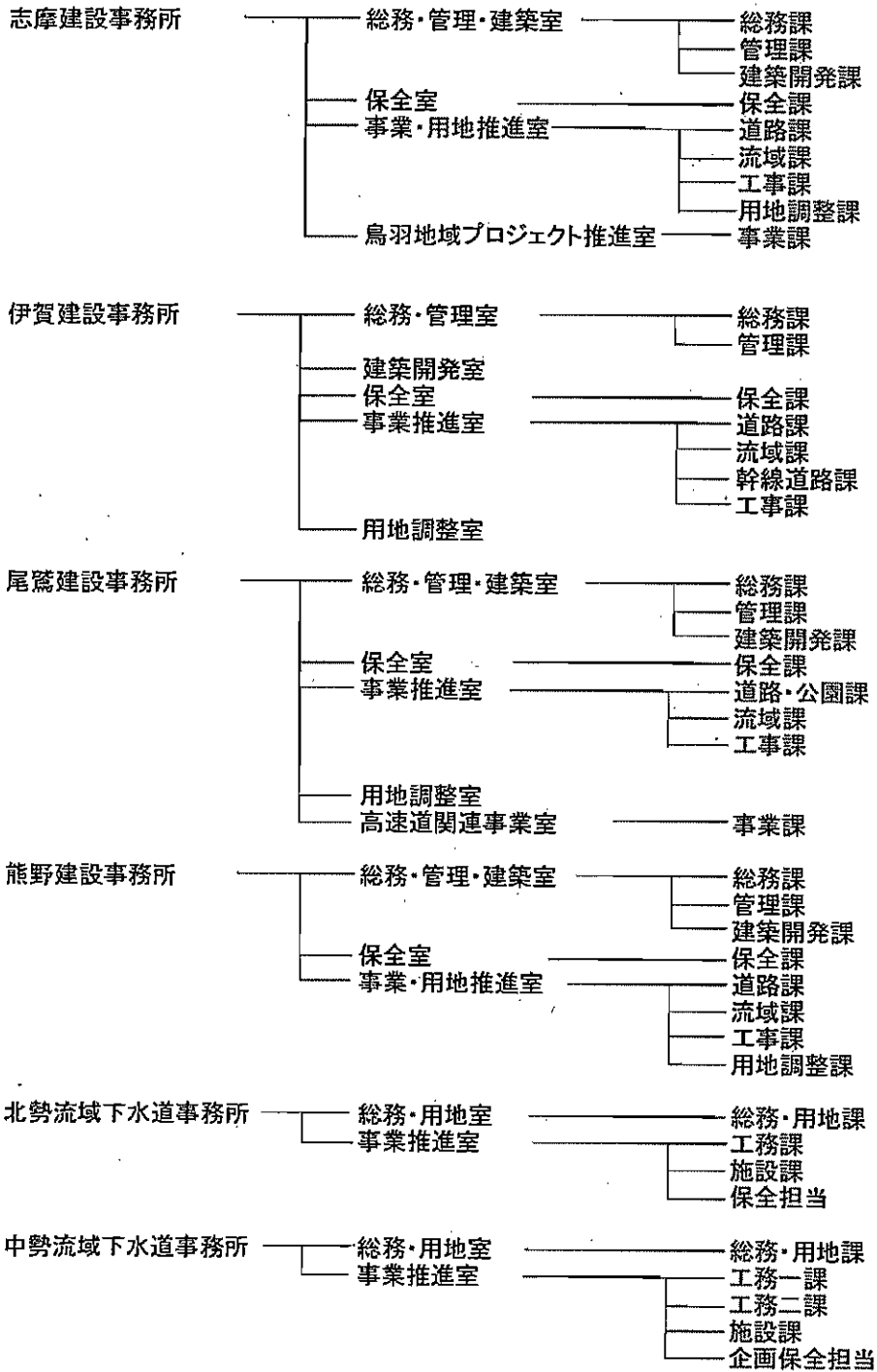
(本庁)



※ 5分野、18室(担当)、2プロジェクト

(地域機関)





※ 10建設事務所(49室)、2流域下水道事務所(4室)

平成22年度 県土整備部 幹部職員名簿

平成22年4月1日現在

分野	室名	職名	氏名	備考
県土整備部	部長		北川 貴志	
	理事		廣田 実	
	副部長兼総括室長(経営企画分野)		伊藤 隆	
	総括室長(公共事業総合政策分野)		土井 英尚	
	総括室長(道路政策分野)		福島 眞司	
	総括室長(流域整備分野)		花谷 郁生	
	総括室長(住まいまちづくり分野)		奥野 元洋	
	建築・営繕総括特命監		横山 賢	
経営企画分野	県土整備総務室	室長	福井 敏人	
	経営支援室	室長	中川 一幸	
	公共用地室	室長	小林 和行	
	建設政策特命監		満仲 朗夫	
	人権・団体経営特命監		釜須 義宏	
公共事業総合政策分野	公共事業運営室	室長	里 宏幸	
	入札管理室	室長	片山 靖浩	
	建設業室	室長	中田 博文	
	維持管理室	参事兼室長	日置 福男	
	施設管理特命監		服部 博文	
道路政策分野	高速道・道路企画室	室長	鶴飼 伸彦	
	高速道推進北勢プロジェクト	参事兼推進監	伊藤 周	
	道路整備室	室長	水谷 優兆	
流域整備分野	河川・砂防室	室長	吉田 勇	
		副参事	綱川 浩章	
	港湾・海岸室	室長	長谷川 淳	
	下水道室	室長	立花 充	
	施設災害プロジェクト	推進監	福島 敏彰	

分野	室名	職名	氏名	備考
住まいまちづくり分野	都市政策室	室長	井浦 義典	
	景観まちづくり室	室長	日沖 正人	
	建築開発室	室長	大西 俊隆	
	住宅室	室長	高須 幹郎	
	営繕室	室長	後藤 敏英	
	建築確認審査特命監			藤田 章義
工事検査担当	総括検査監		堀内 俊郎	
	検査監		平田 公伸	
	検査監		駒田 千里	
	検査監		森脇 芳文	
	検査監		向井 孝弘	
	検査監		井上 正敏	
	検査監		角谷 英雄	

事務所名	室名	職名	氏名	備考
桑名建設事務所	所長		館 敏彦	
	副所長		生田 辰彦	
	総務・管理室	室長	田中 明	
	建築開発室	室長	堀 清	
	保全室	室長	(副所長兼務)	
	事業推進室	室長	梅谷 幸弘	
	用地調整室	室長	伊藤 雄一	
四日市建設事務所	所長		久世 憲志	
	副所長		渡辺 克己	
	総務・管理室	室長	安藤 広司	
	建築開発室	室長	古川 晋次	
	保全室	室長	(副所長兼務)	
	事業推進室	室長	山口 好和	
	プロジェクト推進室	室長	小菅 康正	
	用地調整室	室長	森 基樹	
鈴鹿建設事務所	所長		湊谷 信行	
	副所長		森 喜久夫	
	総務・管理室	室長	大井 真史	
	保全室	室長	(副所長兼務)	
	事業推進室	室長	東 嘉治	
	用地調整室	室長	新居 紀和	
津建設事務所	所長		平手 辰勝	
	副所長		松枝 信彦	
	総務・管理室	室長	植松 房一	
	保全室	室長	(副所長兼務)	
	事業推進室	室長	滝 弘之	
	用地調整室	室長	田米 千秋	
	君ヶ野ダム管理室	室長	細野 昭二	

事務所名	室名	職名	氏名	備考
松阪建設事務所	所長		中瀬 和人	
	副所長		中川 寛	
	総務・管理室	室長	鈴木 雅博	
	建築開発室	室長	梅川 利明	
	保全室	室長	(副所長兼務)	
	事業推進室	室長	森 行夫	
	宮川ダム管理室	室長	久保 拓也	
	用地調整室	室長	廣森 博美	
伊勢建設事務所	所長		柳本 浩二	
	副所長		濱地 繁	
	総務・管理室	室長	中西 勝之	
	建築開発室	室長	田中 誠	
	保全室	室長	(副所長兼務)	
	事業推進室	室長	渡辺 高司	
	用地調整室	室長	山川 幸文	
	宮川下水道室	室長	新堂 紳一郎	
志摩建設事務所	所長		中山 善己	
	副所長		山下 卯市	
	総務・管理・建築室	室長	脇 正行	
	保全室	室長	(副所長兼務)	
	事業・用地推進室	室長	萩原 定雄	
	鳥羽地域プロジェクト推進室	室長	井戸坂 威	
伊賀建設事務所	所長		松田 肇	
	副所長		東 和幸	
	総務・管理室	室長	服部 克哉	
	建築開発室	室長	河村 透	
	保全室	室長	(副所長兼務)	
	事業推進室	室長	山出 孝之	
	用地調整室	室長	若井 基生	

事務所名	室名	職名	氏名	備考
尾鷲建設事務所	所長		大西 信也	
	副所長		田中 貞朗	
	総務・管理・建築室	室長	濱地 宣広	
	保全室	室長	(副所長兼務)	
	事業推進室	室長	大西 善衛	
	用地調整室	室長	吉岡 工	
	高速道関連事業室	室長	藤井 穰	
熊野建設事務所	所長		栢 一史	
	副所長		山口 尚茂	
	総務・管理・建築室	室長	北内 知哉	
	保全室	室長	(副所長兼務)	
	事業・用地推進室	室長	加藤 芳弥	
北勢流域下水道事務所	所長		堀江 俊光	
	総務・用地室	室長	杉本 幸八	
	事業推進室	室長	青木 節夫	
中勢流域下水道事務所	所長		西本 利彦	
	総務・用地室	室長	伊藤 滋康	
	事業推進室	室長	北田 雅一	

平成22年度予算の概要

1 予算編成にあたっての基本的な考え方

～社会資本の整備と適切な維持管理による安全・安心な県土づくりをめざして～

社会資本の整備や維持管理は、少子高齢化などの社会情勢への対応や、自然との共生、地球環境への負荷軽減の配慮などとともに、住民ニーズの多様化に応え、真に豊かさを実感できるような質の充実が求められています。

一方で、平成22年度の国における公共事業関係予算では過去最大の削減がされるなど、公共事業を取り巻く環境は非常に厳しい状況になっています。

しかし、県内の社会資本整備はまだ不十分であり、県民生活の安全・安心の確保に向けて、より一層の選択と集中を進め、着実に整備を進めていく必要があります。

また、公共土木施設の増加に対応し、適切な維持管理に努めるとともに、高度経済成長期などに整備してきた施設の老朽化が進む中で、機能回復や長寿命化をはかることが、ますます重要かつ喫緊の課題となっています。

このようなことから、今年度は、最終年度となる「県民しあわせプラン・第二次戦略計画」の目標達成に向け、幹線道路網の形成など、まだまだ不十分な社会資本整備を進めるとともに、安全・安心の確保に向けた洪水および土砂災害対策、海岸保全対策などをソフト対策も効果的に交えながら推進していきます。

特に、既存施設の長寿命化への計画的な対応や更新・修繕が必要な施設への対応について、県単独事業予算の増額確保をはかることとしています。これらの取組により、交流・連携が活発な県土づくり、災害に強い県土づくり、快適で住みよいまちづくり、県民参画による魅力あるまちづくりなど、めざすべき将来像の実現をはかっていきます。

なお、平成22年度当初予算は、国の平成21年度第二次補正予算における「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」などを活用した2月補正予算と一体的な予算としています。

また、今年度新設された「社会資本整備総合交付金」については、本県の予算編成段階では詳細な制度設計が未定であったため、従前の補助制度をもとに予算編成を行ったことから、今後適切に対応していきます。

2 主な重点項目

(1) 道路網の整備

予算額 30,959,549千円

(31,459,549千円 ※H21年度2月補正含みベース)

道路は、県民生活を支え、社会経済活動を活性化させるなど、人と地域の交流・連携に必要な社会基盤です。特に、幹線道路網は、県内の各地域を結び、また、本県と中部圏・

近畿圏を結ぶ大動脈となるとともに、産業や観光、救急医療や災害対策などにも大きな役割を果たします。

しかし、三重県の道路整備状況は道半ばにあり、北・中部地域では慢性的な渋滞が発生し、南部地域では大雨等により道路が寸断され地域が孤立化するなど、県民生活に多大な影響を与えており、現在整備中の幹線道路について早期の整備が喫緊の課題となっています。

また、県道は地域の生活に密着したものが多く、地域ごと、道路ごとに求められる機能も様々であることから、それぞれの地域・道路の実情を勘案し、早期に事業効果の発現できる対策を実施し、安全で安心して通行できる道路空間を提供する必要があります。

このため、平成22年度においては、平成25年の神宮式年遷宮を契機とした広域的な交流・連携の促進をはかるための幹線道路網整備を進めるとともに、緊急輸送道路や地域生活を支える道路の整備を推進することにより、安全安心で住みよい県土の基盤づくりをめざします。

○ 幹線道路網の整備促進（直轄事業）

予算額 12,841,000千円

紀勢自動車道（新直轄区間の尾鷲北～紀伊長島間）、東海環状自動車道、熊野尾鷲道路、北勢バイパス、中勢バイパスなどの直轄道路事業の整備を促進します。

○ 県管理道路の整備推進

予算額 17,913,549千円

（18,413,549千円 ※H21年度2月補正含みベース）

高速道路インターチェンジへのアクセス道路など高速道路と一体となった高速交通網の整備推進をはかり、県内外との交流・連携の促進に寄与する道路ネットワークの形成を目指すとともに、県民生活の利便性、安全性の向上に寄与する道路ネットワークの形成を目指し、地域・道路の実情を勘案し、早期に事業効果の発現できる道路整備を推進します。

○ 高速道路に関連する用地取得対策事業、施設整備事業

予算額 205,000千円

新名神高速道路や紀勢自動車道等高規格幹線道路に関する用地事務等を支援し、円滑な事業促進をはかるとともに、高速道路に関連して必要となる砂防施設を整備します。

（2）安全・安心の確保に向けた基盤整備の推進

予算額 19,012,748千円

（19,512,748千円 ※H21年度2月補正含みベース）

近年頻発している局地的な集中豪雨や台風の大型化、近い将来発生が予想される東海・東南海・南海地震などによる大きな被害が危惧される中、誰もが安心できる災害に強い地域社会を築いていくことが求められています。また、依然として高い水準で推移している交通事故件数の減少をはかり、通行者が安全に通行できるよう、交通安全対策に取り組む必要があります。

①治水・海岸保全対策の推進 予算額 14,005,654千円

三重県河川整備戦略や三重県海岸整備アクションプログラム等に基づきハード対策やソフト対策を計画的、効果的に実施することにより、災害被害の最小化をはかっていきます。

平成22年度においては、引き続き、河川改修事業などの洪水防止対策、通常砂防事業などの土砂災害対策、海岸高潮対策事業などの海岸保全対策などハード対策を実施するとともに、特別警戒水位の設定、砂防等調査事業などソフト対策を実施します。

○洪水防止対策の推進 予算額 7,889,254千円

洪水被害の最小化をはかるため、堤防整備等のハード対策の推進や特別警戒水位の設定などのソフト対策を実施します。

○土砂災害対策の推進 予算額 3,463,300千円

土砂災害対策として砂防堰堤等の砂防設備、擁壁等の急傾斜地崩壊防止設備などのハード整備や警戒避難体制の整備等に資するソフト対策事業を実施します。

○海岸保全対策の推進 予算額 2,653,100千円

海岸高潮対策等として人工リーフや堤防等の整備と、津波対策として大型防潮扉の開閉操作の動力化などを進めます。

②地震対策の推進(一部再掲)

予算額 3,978,194千円(うち再掲233,100千円)

(4,278,194千円 ※H21年度2月補正含みベース)

地震による被害の軽減(減災)に向けて、木造住宅の耐震診断、および平成21年度から補強設計や簡易な補強工事も対象に拡大した耐震補強の支援に引き続き取り組み、住宅の耐震化を促進します。また、地震発生時における救助・救援活動や復興活動の基盤となる緊急輸送道路の整備や海上からの輸送に備える耐震性を強化した岸壁の整備を推進します。

③交通安全対策の推進

予算額 1,262,000千円

(1,462,000千円 ※H21年度2月補正含みベース)

交通事故の減少に向けて、歩道・自転車歩行者道等の整備を推進するとともに、通学路への自転車・歩行者用照明の設置や既存の道路敷地を有効利用した路肩の拡幅(あんしん路肩)など、利用者の安全・安心を確保するための効果的な取組を引き続き進めます。

(3) 公共土木施設の更新や大規模修繕・適切な維持管理

予算額 10,827,164千円

(12,405,164千円 ※H21年度2月補正含みベース)

これまで整備した公共土木施設について、整備時と同等の機能を長期にわたり適正に発揮させることが必要です。また、今後、老朽化施設の割合が急速に上昇することにより維持更新費用が増大することから、新規の社会資本整備とのバランスを考慮しながら、長寿命化や既存施設の有効活用など計画的な維持管理を進めていくことが必要です。

①公共土木施設の更新・大規模修繕

予算額 2,322,000千円

(2,496,000千円 ※H21年度2月補正含みベース)

これまで整備した公共土木施設のうち、老朽化等により機能の低下した施設について、整備時と同等の機能に回復させる更新・大規模修繕を実施することにより、施設の機能を適正に発揮させます。

②公共土木施設の適切な維持管理

予算額 8,505,164千円

(9,909,164千円 ※H21年度2月補正含みベース)

○ライフサイクルコストの最小化と施設の長寿命化

予算額 2,471,000千円

(3,371,000千円 ※H21年度2月補正含みベース)

計画的な維持管理の取組として、橋梁の長寿命化修繕計画および舗装の維持管理計画による効率的な修繕・更新を実施し、ライフサイクルコストの最小化と施設の長寿命化をはかります。

○安全・安心を確保するための迅速な対応

予算額 5,849,164千円

(6,353,164千円 ※H21年度2月補正含みベース)

公共土木施設利用者の安全・安心を確保するため、老朽化した施設の現状を的確に把握し、機能を維持できるよう迅速な対応を実施します。また、著しい土砂堆積があり、早期に撤去が必要と判断される河川については、河床掘削を計画的に進め治水上の安全を確保していきます。

○多様な主体の参画による維持管理

予算額 185,000千円

道路、河川、海岸に対するボランティア等住民活動の拡大と愛護意識の高揚をはかるため、草刈りの自治会等委託や美化ボランティアなど多様な主体の参画による維持管理を推進します。

(4) 景観まちづくりの推進

予算額 384,792千円

(401,792千円 ※H21年度2月補正含みベース)

美しいまち並みや良好な景観に関する県民の意識が高まるなか、良好な景観づくり、

景観をいかしたまちづくりの展開が求められています。

このため、三重県景観計画に基づく届出制度の円滑な運用に取り組むなど、良好な景観づくりを推進するとともに、市町の景観づくりを支援します。

また、個性豊かで魅力ある景観まちづくりを進めるとともに、神宮式年遷宮を契機に県内外から多くの来訪者を迎える伊勢志摩地域や東紀州地域等において、まちづくりを進める地域の団体や市町と連携し、地域振興や観光振興にもつながる景観まちづくりを推進します。

(参考) 重点的な取組の着実な推進

予算額 18,096,608千円

(18,396,608千円 ※H21年度2月補正含みベース)

「県民しあわせプラン・第二次戦略計画」における県土整備部所管の「重点的な取組」を整理すると、以下のとおりとなります。

(単位：千円)

重点的な取組事業名 (主担当部)		(※平成21年度2月補正含みベース) 平成22年度予算額
重点事業 暮らし1	「いのち」を守るみえの防災対策 (防災危機管理部)	(3,864,250) 3,564,250
重点事業 暮らし2	異常気象に備える緊急減災対策 (県土整備部)	704,100
重点事業 暮らし3	人命尊重の理念に基づく 交通事故のないまちづくり(生活部)	10,000
重点事業 絆1	「住んでよし、訪れてよし」の 観光みえ・魅力増進対策 (農水商工部観光局)	90,000
重点事業 絆3	みんなで進める三重の景観づくり (県土整備部)	151,399
重点事業 絆4	交流・連携を広げる幹線道路網の整備 (県土整備部)	13,501,000
舞台づくり 絆2	ストック活用と都市基盤整備による 市街地の暮らし・にぎわい再生プログラム (県土整備部)	75,859
計		(18,396,608) 18,096,608

平成22年度当初予算会計別・事業別一覧表(県土整備部)

表中上段括弧書きは、2月補正(二次補正)含みの14ヶ月予算ベース

会計別総括表

(単位:千円)

区 分	平成22年度	平成21年度	対前年比
一 般 会 計	(81,518,214) 79,397,214	(89,367,932) 85,633,945	(91.2%) 92.7%
流域下水道事業特別会計	15,631,583	17,217,310	90.8%
港湾整備事業特別会計	104,601	124,145	84.3%
合 計	(97,254,398) 95,133,398	(106,709,387) 102,975,400	(91.1%) 92.4%

事業別総括表 (一般会計+特別会計)

区 分	平成22年度	平成21年度	対前年比
公 共 事 業	(31,653,676) 30,753,676	(36,888,018) 35,005,718	(85.8%) 87.9%
直 轄 事 業	17,202,784	(23,883,473) 22,803,786	(72.0%) 75.4%
県 単 事 業	(21,054,927) 19,833,927	(17,426,821) 16,656,821	(120.8%) 119.1%
災 害 復 旧 費	3,615,000	(4,207,876) 4,205,876	(85.9%) 86.0%
受 託 事 業	568,886	899,760	63.2%
非 公 共 事 業	23,159,125	23,403,439	99.0%
合 計	(97,254,398) 95,133,398	(106,709,387) 102,975,400	(91.1%) 92.4%

事業別明細表

(単位:千円)

区 分		平成22年度	平成21年度	対前年比
公 共 事 業	道 路 事 業	(12,877,721) 12,477,721	(15,299,922) 14,369,922	(84.2%) 86.8%
	河 川 事 業	2,985,000	(3,676,000) 3,526,000	(81.2%) 84.7%
	砂 防 事 業	3,111,000	(3,650,295) 3,560,295	(85.2%) 87.4%
	海 岸 事 業	745,500	851,000	87.6%
	港 湾 事 業	1,221,900	(2,182,000) 1,567,000	(56.0%) 78.0%
	都 市 計 画 事 業	(2,278,000) 1,778,000	(2,059,000) 1,999,000	(110.6%) 88.9%
	住 宅 事 業	286,046	203,837	140.3%
	災 害 関 連 助 成 事 業	123,009	(129,964) 92,664	(94.6%) 132.7%
	(一 般 会 計 小 計)	(23,628,176) 22,728,176	(28,052,018) 26,169,718	(84.2%) 86.8%
	流 域 下 水 道 事 業 特 別 会 計	8,025,500	8,836,000	90.8%
	合 計	(31,653,676) 30,753,676	(36,888,018) 35,005,718	(85.8%) 87.9%
直 轄 事 業	道 路 事 業	12,841,000	(16,561,800) 16,141,000	(77.5%) 79.6%
	河 川 事 業	3,398,884	(6,315,691) 5,878,991	(53.8%) 57.8%
	砂 防 事 業	68,300	63,372	107.8%
	海 岸 事 業	242,000	(380,667) 214,000	(63.6%) 113.1%
	港 湾 事 業	547,000	(322,000) 272,000	(169.9%) 201.1%
	公 園 事 業	105,600	(239,943) 234,423	(44.0%) 45.0%
	合 計	17,202,784	(23,883,473) 22,803,786	(72.0%) 75.4%
県 単 事 業	建 設	(10,047,670) 9,830,670	(7,932,069) 7,782,069	(126.7%) 126.3%
	新 設 ・ 改 良	(7,551,670) 7,508,670	(6,852,197) 6,702,197	(110.2%) 112.0%
	更 新 ・ 修 繕	(2,496,000) 2,322,000	1,079,872	(231.1%) 215.0%
	維 持	(9,134,164) 8,130,164	(7,595,118) 7,195,118	(120.3%) 113.0%
	調 査	491,000	(501,600) 281,600	(97.9%) 174.4%
	補 助 金 等	1,146,293	1,162,234	98.6%
	(一 般 会 計 小 計)	(20,819,127) 19,598,127	(17,191,021) 16,421,021	(121.1%) 119.3%
	流 域 下 水 道 事 業 特 別 会 計	235,800	235,800	100.0%
	合 計	(21,054,927) 19,833,927	(17,426,821) 16,656,821	(120.8%) 119.1%

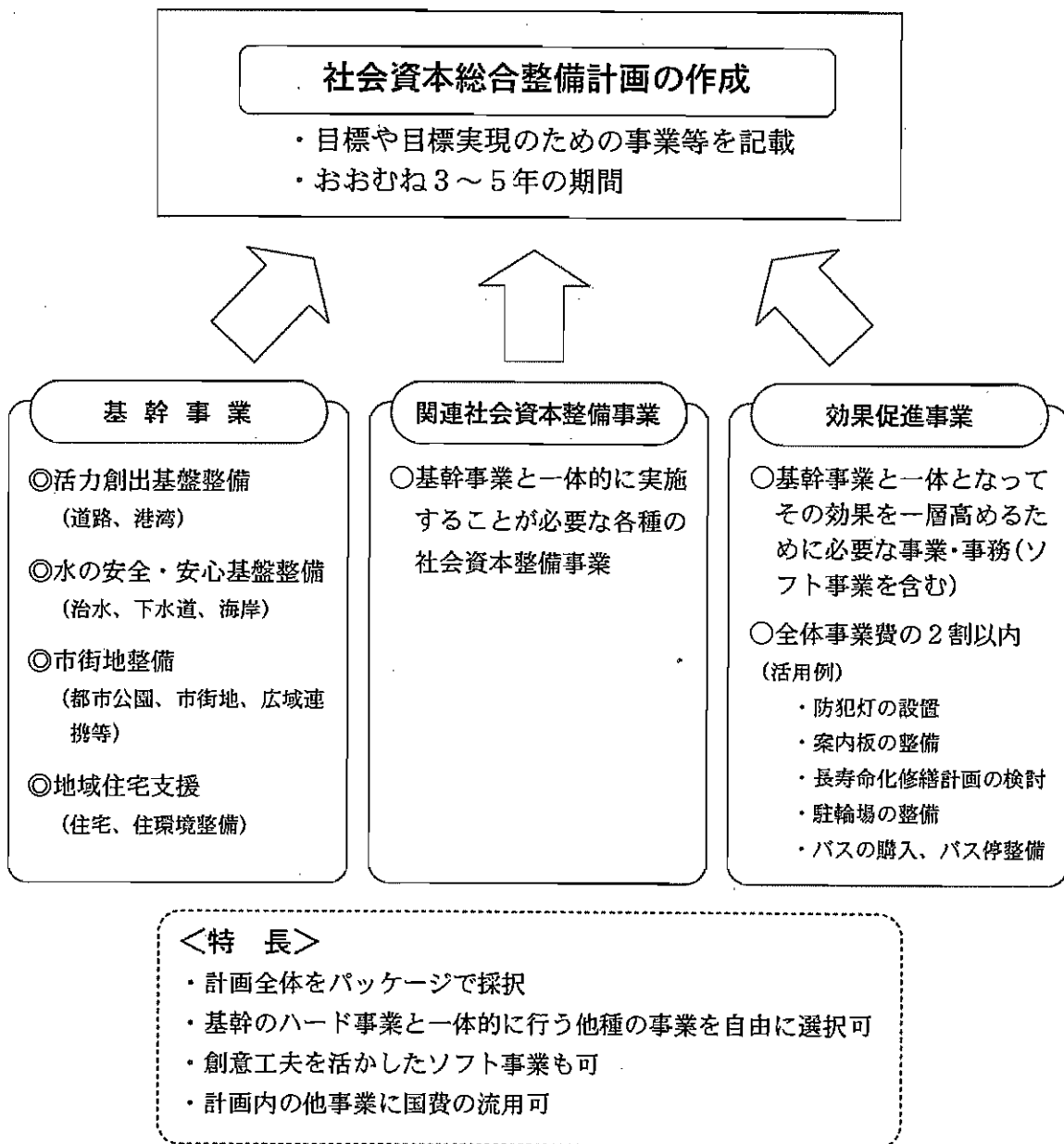
社会資本整備総合交付金の創設

1 制度の概要

(1) 趣旨

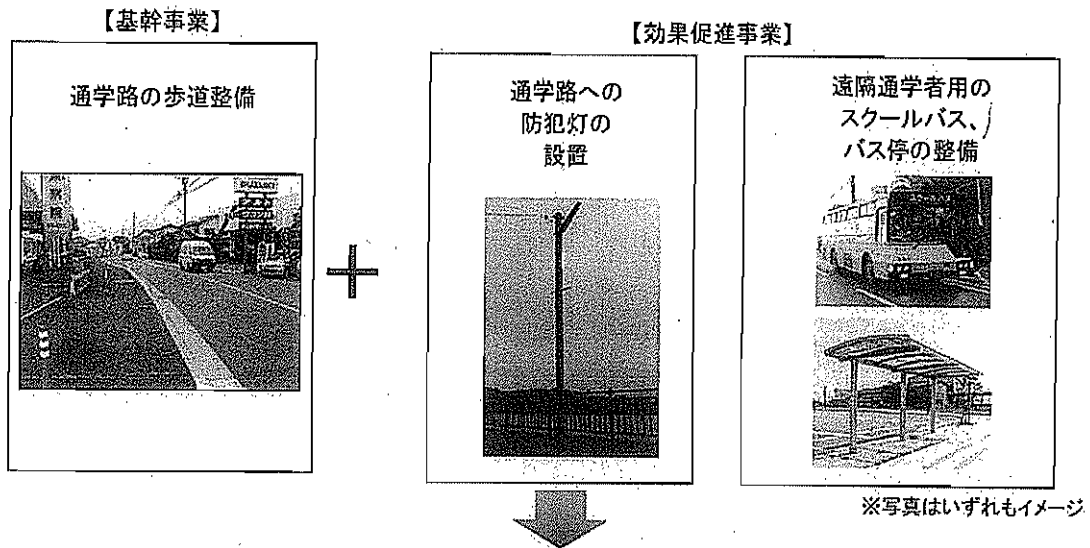
国土交通省においては、平成22年度予算において、所管の地方公共団体向けの補助金等を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫が活かせる総合的な交付金として、社会資本整備総合交付金が創設されました。

(2) 基本的な仕組み



※交付限度額＝事業費×国費率（現行事業の国費率が基本。対応する事業がない場合は1/2）

整備計画のイメージ
(道路事業を基幹事業とした例)



総合的な通学対策により、生徒の安全・安心な通学を実現

2 今後の対応

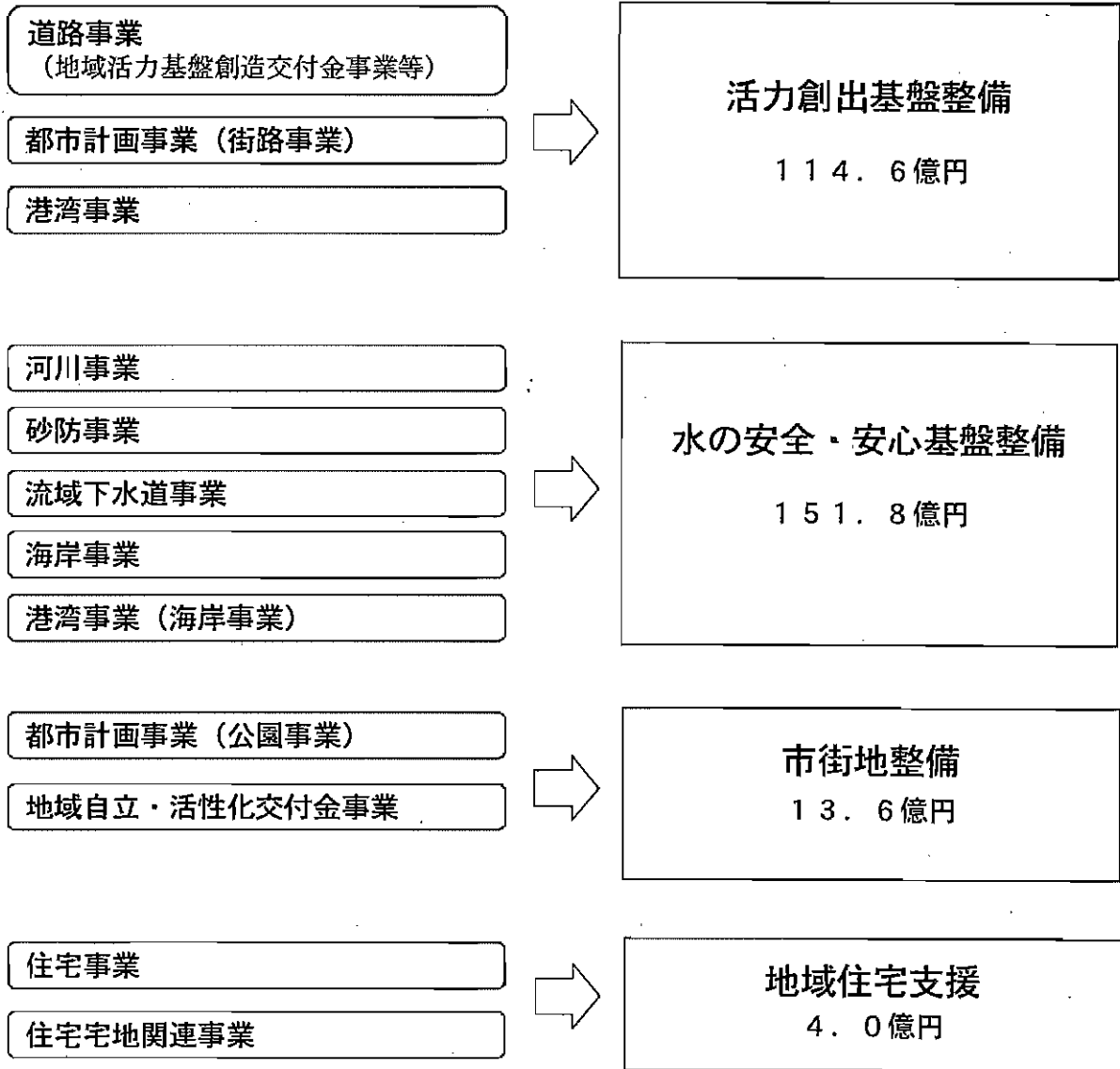
平成22年度の社会資本整備総合交付金等については、すでに国の内示がなされたところであり、今後、予算上の対応を行う必要があります。

また、県として必要な事業を推進するため、平成23年度に向けて、政策分野ごとの計画の作成を進めていきます。

社会資本整備総合交付金の状況

(既存の国庫補助事業)

(社会資本整備総合交付金事業)



(国庫補助事業)

- ・ 地域高規格道路事業
- ・ ダム事業
- ・ 災害関連事業
- ・ 激甚災害対策特別緊急事業
- ・ 過年度国庫債務負担行為に係る事業



- ・ 地域高規格道路事業
- ・ ダム事業
- ・ 災害関連事業
- ・ 激甚災害対策特別緊急事業
- ・ 過年度国庫債務負担行為に係る事業

341.6億円

三重県公共事業総合推進本部

1 設置目的

豊かな生活や活力ある産業のための基盤整備を行うとともに、魅力的な地域づくりを進めるには、良好な社会資本整備を着実に進めることが求められています。

このため、公共事業の各種施策を総合的に推進・調整し、円滑かつ効果的な実施を図るために、「三重県公共事業総合推進本部」（以下「推進本部」）を設置しています。

2 対象事業

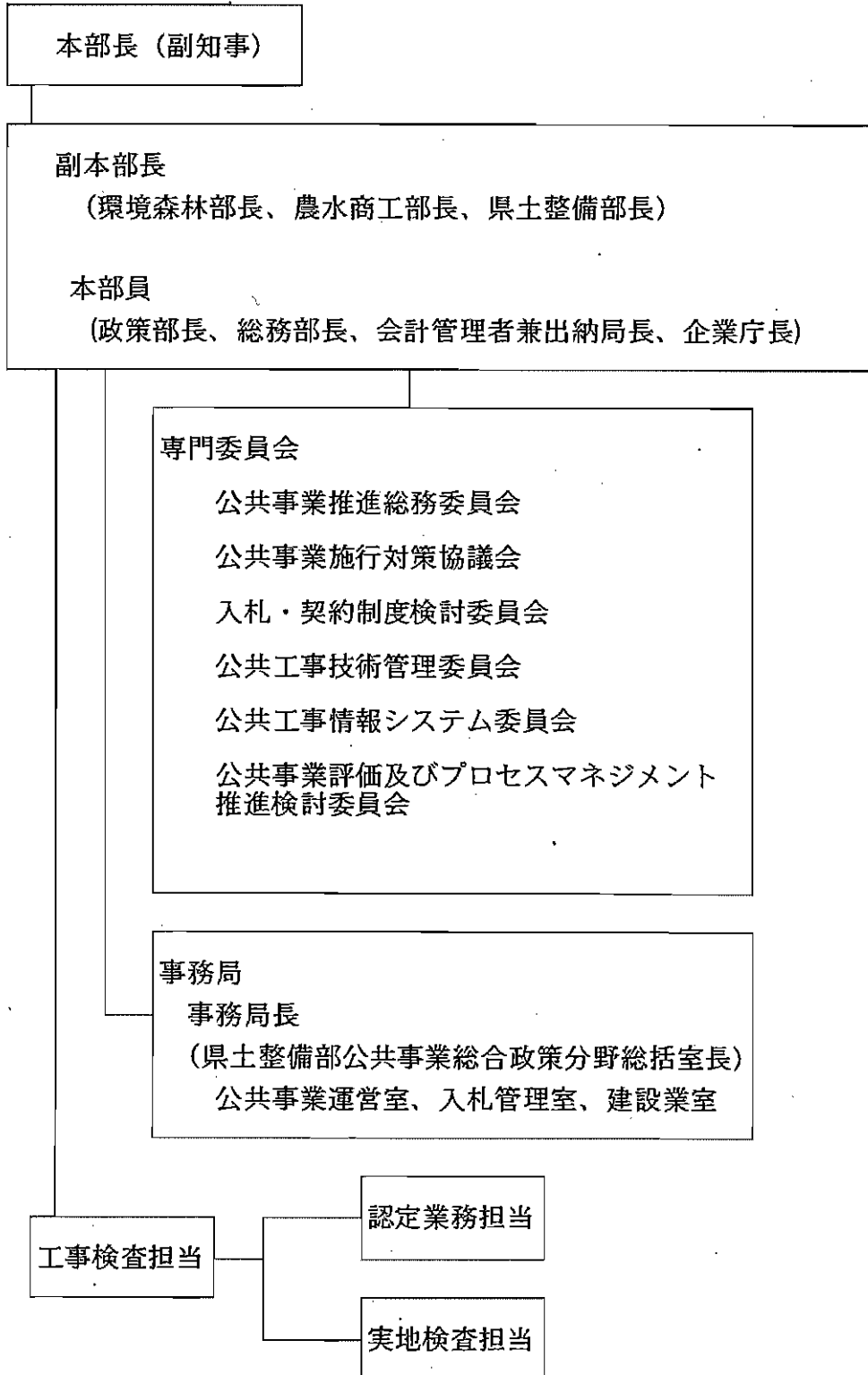
対象とする公共事業は、原則として、三重県が所管するすべての公共事業です。

3 所掌事務

推進本部の所掌事務は、以下のとおりです。

- ① 公共事業の透明性、客観性を確保し各種施策を効率的・効果的に推進するための、公共事業評価をはじめとする総合的な調整
- ② 公共事業に係る建設資材及び建設労働者の安定的確保等による、公共事業の円滑な実施
- ③ 建設工事及び測量設計業務に係る入札・契約制度の改善及び運用
- ④ 建設工事及び測量設計業務に係る入札参加資格の登録・変更(格付け)等
- ⑤ 建設工事及び調査設計業務に係る総合評価方式の技術審査、検証等公共事業の円滑な実施
- ⑥ 公共工事のコスト縮減に関する諸施策の総合的な検討及びその効果等の検証等
- ⑦ 公共工事に係る設計積算等の適正化
- ⑧ 公共工事に係る情報システムの運用管理及び開発の推進
- ⑨ 公共工事に係る検査
- ⑩ その他、公共工事の総合的な推進と調整を図るために必要な事項

平成22年度三重県公共事業総合推進本部の組織図



※ 建設技術センターへ委託

三重県公共事業評価制度

1 現 状

本県では、事前・事中・事後の各評価システムによる一体的に機能した評価サイクルを構築しています。事前評価として平成14年度予算編成から「公共事業評価システム」を導入し、事業実施前に公共事業の必要性とその効果について客観的な評価を行い、効率的効果的な社会資本整備の実現を図るとともに、公共事業の実施を決定したプロセスの透明化を図っています。

また、事中評価として平成10年度から「公共事業再評価システム」を導入し、着手後一定期間を経過した事業を対象に、三重県公共事業評価審査委員会に諮問し、この答申をもとに事業継続の適否を客観的に評価しています。

そして、事後評価として平成15年度から「公共事業事後評価システム」を導入し、事業完了後一定期間を経過した事業を対象に、過去に行った事業の効果や周辺環境への影響等を確認し、その反省点や改善点を把握して今後実施する事業の計画又は、実施中の事業に反映させています。

平成21年度は、660箇所の事前評価、7箇所の事中評価及び8箇所の事後評価を実施しました。

なお、事中評価については、これまで市町事業も含め、三重県公共事業評価審査委員会での調査審議を行っていましたが、十分な審議時間を確保できないことから、平成20年度からは、原則県事業のみを対象とすることとし、市町事業については、三重県建設技術センターが主催する「三重県市町評価委員会」で別途審議が実施されています。

2 課題・問題点

公正性・透明性の向上に向けて、個々の評価システムの充実及び改善を図るとともに、更に効率的・効果的な公共事業の実施につなげていけるよう、的確に運用していく必要があります。

3 対応方針

① 公共事業評価システム（事前評価）

昨年度は、平成22年度事業の660箇所の事前評価を行いました。

平成22年度は、国における公共事業改革の動向を見極めながら、時代の変化に対応した評価の見直しに向けて取り組みます。

② 公共事業再評価システム（事中評価）

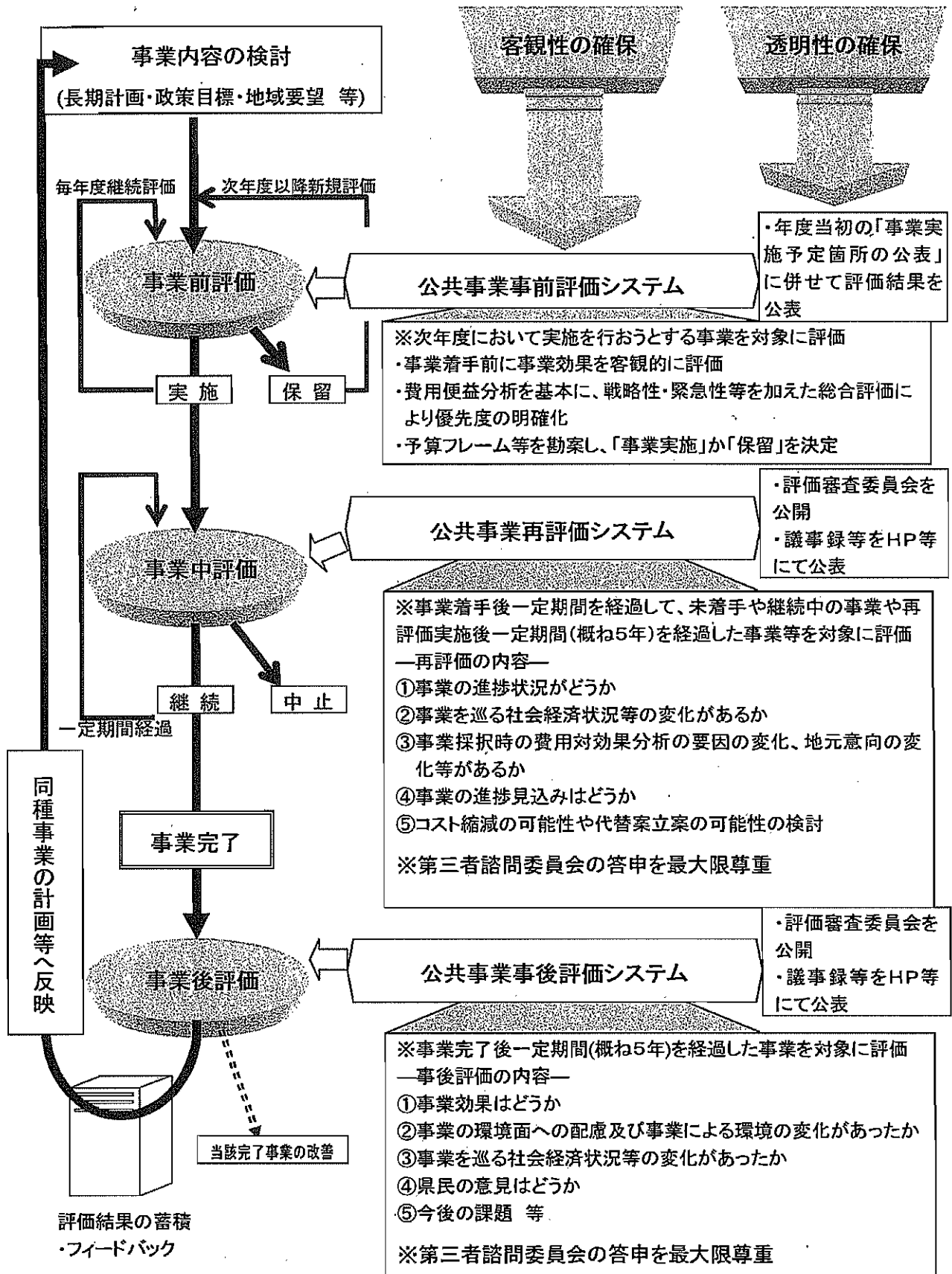
平成21年度までに延べ303の個別事業（県事業のみ）の対応方針を決定し、内11事業を中止しました。平成22年度は13事業の再評価を行い、委員会の審査を受ける予定です。

③ 公共事業事後評価システム（事後評価）

平成21年度までに42事業の事後評価を行いました。平成22年度は7事業の事後評価を行い、委員会の審査を受ける予定です。

三重県公共事業評価制度

三重県公共事業評価サイクル



入札・契約制度改革

1 現 状

入札・契約制度とそれを取り巻く環境の改善が必要であるとの認識のもと、学識経験者等からなる「三重県入札・契約制度検討会議」の答申（平成14年1月）を踏まえて策定した「入札及び契約制度改善への指針」（平成14年4月）に基づき、入札・契約制度の改正に取り組んでいます。

特に平成17年4月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」いわゆる「品確法」に基づき、「価格競争から価格と品質で総合的に優れた調達」に向け、総合評価方式の拡大に取り組んでいます。

また、平成18年12月に全国知事会が示した「都道府県の公共調達改革に関する指針」を踏まえ、原則すべての建設工事に一般競争入札を導入するなど更なる改革に取り組んでいます。

〔総合評価方式の概要〕

価格と品質の両方を評価することにより、総合的に優れた調達を行う落札方式です。

価格だけで評価していた従来の落札方式と異なり、工事の効率性、安全性、環境への配慮など、価格に加えて価格以外の要素を含めて総合的に評価します。

加算方式

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

$$\left[\begin{array}{l} \text{入札価格を一定の} \\ \text{算定式により点数化} \end{array} \right] \quad \left[\begin{array}{l} \text{価格以外の要素を} \\ \text{点数化} \end{array} \right]$$

〔試行拡大の状況〕

〔上段：試行内容 下段：試行件数〕

年度	建設工事	設計業務	測量業務
H19	土木一式工事7千万円以上 など対象工事の7割程度 219件	5百万円以上の対象業 務のうち各事務所1件 程度 10件	/
H20	土木一式工事7千万円以上 など対象工事の原則全て 250件	5百万円以上の対象業 務の5割程度 110件	5百万円以上の対象業 務の5割程度 24件
H21	土木一式工事を5千万円以 上に拡大し対象工事の原則 全て 328件	5百万円以上の対象業 務の原則全て 199件	5百万円以上の対象業 務の5割程度 38件

2 課題・問題点

公正性・透明性・競争性を確保したうえで、工事の品質確保と地域企業の育成を図るため、入札契約制度のさらなる改善と適切な運用に取り組むことが必要です。

(1) 平成21年度に建設工事の低入札調査基準価格等の改正を行ったところですが、公共事業費が減少し過当競争が激化する中、基準価格を下回る応札は増加しており、更なるダンピング対策が必要となっています。

また、地域の建設業は、雇用の確保や災害時の緊急対応等の役割を担っていることから、地域企業の育成のため、入札契約制度の改善を進める必要があります。

(2) 公共工事の品質を確保するため総合評価方式の拡充に努めているところですが、その評価に当たっては客観性・公正性を確保する必要があります。

また、価格と品質で総合的に優れた調達を促進するため、県内全ての市町において、総合評価方式の導入に向け、支援を行っていく必要があります。

3 対応方針

(1) 入札契約制度の改正

① 平成22年度の取組

- ・ 工事の品質確保と、県内業者の健全な育成のために、平成22年4月より発注段階から施工段階に至る更なるダンピング対策に取り組みます。
- ・ 発注段階における対策として、総合評価の価格評価点の改訂、低入札価格調査の厳格化、失格基準の適用拡大等を実施します。特に予定価格の75%以下の重点調査では、国土交通省の特別重点調査に準拠し調査を厳格化します。
- ・ 施工段階における対策として、配置技術者や現場代理人に関する規定の強化、重点調査の場合に工事実態調査の実施を義務付けます。

② 今後の取組

- ・ これまでに取り組んできた入札契約制度改正についても検証を行い、公共事業を取り巻く環境の変化に対応できるよう、引き続き改革に取り組んでいきます。

(2) 総合評価方式の改善・拡大

① 平成22年度の取組

- ・ 災害協定に基づく緊急連絡応援体制ネットワーク確立のための伝達訓練実施を新たな評価項目とします。
- ・ 国及び他県の取組を参考に、総合評価方式の客観性・公正性に関する改善策を検討、実施していきます。
- ・ 県内の全ての市町において総合評価方式が導入できるよう、試行要領の策定や試行工事の箇所設定などについて、個別相談を進めます。

② 今後の取組

- ・ これまでに試行した総合評価方式の検証を行うことにより、公共工事の品質確保に向け、新たな評価項目や評価基準の拡充を図ります。

公共土木施設における維持管理

1 現 状

本県では、道路、河川、砂防、港湾、海岸等、数多くの公共土木施設の管理を行っています。県民の安全・安心を確保するため、これら公共土木施設の適正な維持管理は非常に重要です。

今後、昭和30年代から40年代の高度経済成長期に建設された橋梁等の施設が一斉に修繕・更新の時期を迎え、その重要性はますます高まることとなります。

2 課題・問題点

厳しい財政状況を考慮した適切な維持管理水準を設定し、将来の補修量を予測した計画的な事業の執行に努め、一層効果的、効率的な維持管理を進める必要があります。

また、住民参加型の維持管理である各種美化ボランティアや、地域の自治会等に除草業務を委託する事業を推進することも重要となります。

3 対応方針

公共土木施設維持管理費の平成22年度当初予算では、昨年度と比較して13%の増額を行っており、ソフト対策も含め、きめ細かな修繕・更新を実施していくこととしています。

(1) 道路施設の維持管理

舗装補修については、適切な維持管理水準を設定するため、平成19年度に新たな維持管理水準をとりまとめ、平成20年度からはその水準に基づく予算配分により舗装補修を実施しています。今後はその結果を検証し、維持管理計画を策定するなど、将来の舗装補修費用を予測した計画的な事業を実施していきます。

橋梁修繕については、平成18年度から継続している橋梁点検に加え、平成22年度は15m以上の橋梁、また平成23年度は15未満の橋梁を対象に「長寿命化修繕計画」を策定する予定であり、策定後はこの計画に基づく予防的な修繕等を実施し、維持管理コストの最小化と施設の長寿命化を図ります。

(2) 河川・砂防施設の維持管理

県内の河川では河床に土砂が堆積し、洪水時の安全性を低下させている箇所が多く存在するため、緊急性の高い箇所から、順次、土砂の撤去を行っており、平成22年度は約60箇所の河床掘削を実施する予定です。

今後も施設点検等により、維持修繕の必要な箇所を把握し、適切な河川の維持管理を進めていきます。

一方、砂防事業においては砂防ダムなどのハード対策と併せて、避難体制の整備や危険箇所への住宅や災害時要援護者関連施設などの新規立地抑制を行うために、土砂災害の発生が想定される区域において土砂災害警戒区域等を指定しています。平成21年度末までに、いなべ市、伊勢市、大台町において、土砂災害警戒区域521箇所と土砂災害特別警戒区域395箇所を指定しています。平成22年度は、四日市市、伊賀市、熊野市において土砂災害警戒区域約140箇所と土砂災害特別警戒区域約130箇所を新たに指定する予定です。

(3) 港湾・海岸施設の維持管理

既存の海岸保全施設の大半が伊勢湾台風後の昭和30年代に築造され、築後40年以上が経過し老朽化が進んでいることから、各海岸施設の状況を調査し、緊急性の高い箇所から順次、維持補修に努めており、平成22年度は、約30箇所において維持補修を実施する予定です。

(4) 住民参加型の維持管理

本県では、「住民参加型の維持管理」を推進しており、平成7年度からボランティア活動の拡大及び道路愛護意識の高揚を図るため、地域住民の方々により構成された団体が道路において自主的に行う草刈、清掃活動に対する物品について助成させていただくとともに、平成11年度からは年間を通じて草刈清掃活動を行っていただく団体等を登録し、活動に必要な物品等も提供させていただいているところです。また、平成12年度からは草刈について自治会等と委託契約を結び、活動の支援も実施しています。

これらの支援を継続した結果、平成14年度と比べて、平成21年度の参加団体数は約60%増加し、875団体となっています。

更に、平成22年度からは支援対象範囲を拡大するとともに、美化ボランティアにおける助成物品を増やすなど制度の充実も図っています。

現在、これらの活動は河川堤防などにおいても行っていますが、刈草の処分について市町に協力を求めている等、引き続き地域住民の方々に参加しやすい環境づくりに努めます。

また、これらの制度を広く周知するため、県広報紙への掲載やインターネット情報の充実など、広報活動を進めます。

幹線道路網（高速道路網・直轄国道）整備

1 現 状

（1）県の実施方針

県内の幹線道路網の整備は、道半ばであり、北勢・中勢地域では慢性的な渋滞が発生し、東紀州地域では大雨等により道路が寸断され地域が孤立するなど、県民生活に多大な影響を与えています。このため、県内の幹線道路網を早期に完成させることを目標に事業を促進しています。

主な事業路線

- ・ 新名神高速道路
- ・ 紀勢自動車道・熊野尾鷲道路
- ・ 東海環状自動車道
- ・ 国道 1号 北勢バイパス、関バイパス、桑名東部拡幅
- ・ 国道 23号 中勢バイパス
- ・ 国道 25号 名阪国道
- ・ 国道 42号 松阪多気バイパス、紀宝バイパス
- ・ 国道258号 大桑道路

（2）平成22年度予算について

平成22年度における国の直轄事業では、開通時期が近い道路などを優先し原則新規事業を行わないこととしたため、国の道路予算全体が前年度比2割程度削減となりましたが、三重県内の直轄事業においては、事業の推進に必要な所要額が確保されました。また、中日本高速道路（株）が施工する県内の高速道路においても、供用予定年度に向けた事業の推進が図られます。

2 課題・問題点

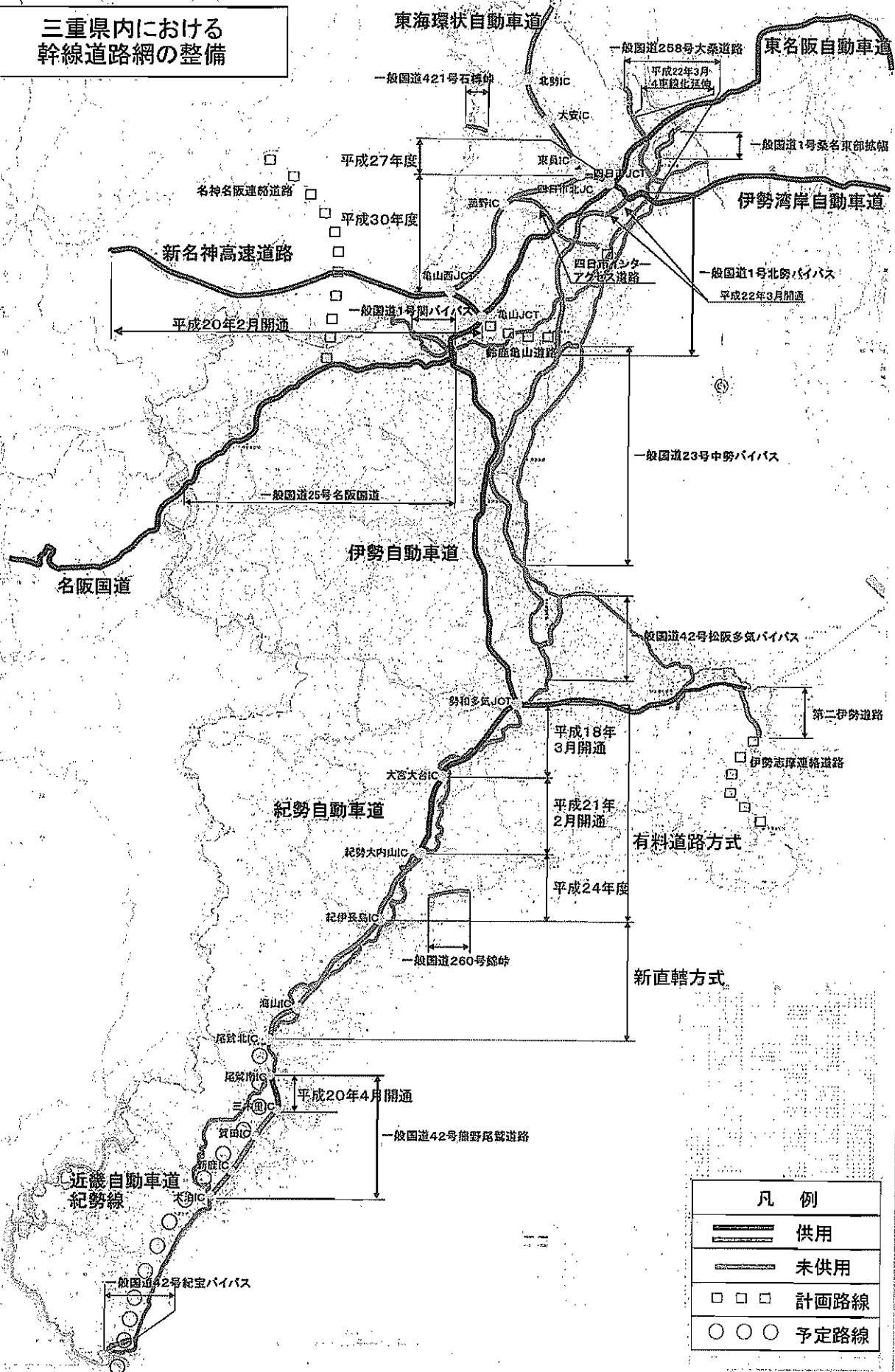
- （1）平成25年の第62回神宮式年遷宮には、前回の840万人を上回る来訪者が予想されます。このため、神宮式年遷宮を契機とした県内の幹線道路網の整備を着実に進める必要があります。
- （2）観光により地域を活性化するため、豊かな観光資源を有する地域へのアクセスルート、これらの地域の周遊性を高めるネットワークが必要です。
- （3）北勢・中勢地域では製造業を中心とする経済活動を支援し、南部では災害時に対応できる安全・安心のためのリダンダンシー機能の確保等を図る道路ネットワークとして、その整備が急務となっています。

- (4) 国における道路事業の方向性が不透明な中、幹線道路網を整備するためには、平成23年度以降も引き続き安定的な事業費の確保や計画的な用地の確保が必要です。

3 対応方針

- (1) 平成25年の神宮式年遷宮を契機に、幹線道路網の整備を促進していきます。
- (2) 道路整備を計画的に推進するため、確実な情報収集に努めるとともに、安定的な財源の確保を、国に働きかけていきます。
- (3) 近年の厳しい財政状況の中、幹線道路網の整備を促進するため、県としても関係市町の協力を得て早期の用地取得に努めるとともにアクセス道路の整備や必要な予算の確保に努めていきます。

三重県内における 幹線道路網の整備



凡 例	
	供用
	未供用
	計画路線
	予定路線

平成22年5月現在

県管理道路の整備

1 現 状

(1) 県管理道路の整備については、平成15年度に策定・公表した新道路整備戦略に基づき、計画的に整備を進めています。

県管理の国道、県道の道路改良率は、平成21年4月現在、72.0%となっており、これは全国平均(80.5%)に比べ約9%低く、全国順位も39位と下位となっています。

道路整備に対する県民の期待は依然として高く、県としても道路整備への幅広いニーズに応えるため、平成22年度は180箇所道路改良事業を実施します。

(2) 県管理道路の整備についての国の補助制度は、平成22年度から「社会資本整備総合交付金」制度に移行されました。この制度は、国土交通省所管の地方公共団体の個別補助金を一つの交付金に原則一括化し、道路事業など基幹事業に加え、関連する他のインフラ整備やソフト事業などの関連事業も取り組める内容となっています。

2 課題・問題点

(1) 平成25年の神宮式年遷宮に向け、高速道路などの広域幹線道路と一体となって機能するアクセス道路の整備や大規模地震など災害発生時に機能する緊急輸送道路の整備、地域の生活を支える道路整備などについて積極的に進める必要があります。

(2) 新道路整備戦略策定から、7年が経過し道路を取り巻く社会・経済情勢が変化していることから、見直しを行う必要があります。このため、平成19年度から見直し作業を進めていましたが、道路特定財源の一般財源化などの動きのなか、国の政策方針が明らかになるまで作業を見合わせていました。

3 対応方針

(1) 新道路整備戦略に基づき重点的、効率的な整備を進め、限られた予算を有効に活用するため、更なるコスト縮減やローカルルールを適用した地域の実情に応じた道路整備を行い、早期に事業効果が発現できるよう取り組んでいきます。

(2) 新道路整備戦略の見直しについては、国の動向も見極めながら、計画的な更新や修繕などによる既存施設の有効な活用方策も含め検討を行っていきます。

治水対策

1 現状

本県には、国が管理する河川として7水系37河川（総延長250.7km）、県が管理する河川として81水系548河川（総延長2,336.1km）があります。国管理の河川については、直轄事業により高潮対策や河川改修が進められており、県管理の河川では概ね5～10年に一度起こりうる降雨により発生する洪水に対応する河川の整備を進めています。なお、平成21年度末の県管理河川の整備率は、38.6%となっています。

また、本県には、土石流危険渓流5,648箇所、急傾斜地崩壊危険箇所10,473箇所、地すべり危険箇所87箇所と多くの土砂災害危険箇所があり、土砂災害保全率（県が事業を実施する必要がある箇所に存在する保全人家に対して、施設整備を行い保全した人家の割合）は、平成21年度末で25.4%となっています。

次に、本県が管理する治水関連のダムとしては、君ヶ野ダム（津市）、宮川ダム（大台町）、滝川ダム（伊賀市）があり、現在事業中ダムとして鳥羽河内ダム（鳥羽市）があります。また、国や水資源機構が管理するダムとしては、蓮ダム（松阪市）、青蓮寺ダム、比奈知ダム（ともに名張市）があるほか、水資源機構で事業が進められている川上ダム（伊賀市）があります。

公共事業改革（「コンクリートから人へ」の方針）により、平成22年度の公共事業予算が大きく減少するとともに、社会資本整備総合交付金の創設など、予算制度の仕組みが大きく変わってきていることから、治水関連事業においてもこれまで以上に効率的・効果的な事業執行が求められています。

2 課題・問題点

- (1) 本県河川における治水安全度向上のためには、直轄事業の計画的な事業推進が必要です。
- (2) 本県が実施する河川事業については、平成18年12月に策定した「三重県河川整備戦略」に沿って効率的、効果的なハード対策、ソフト対策を進めていく必要があります。
- (3) 土砂災害対策である砂防事業は、災害発生後の対策のみならず、予防的・計画的な事業も含め、総合的に推進していく必要があります。
- (4) ダム事業については、政権交代に伴う治水政策の転換に基づき「新たな基準に沿った検証の対象とするダム事業」が公表され、国の所管する川上ダム、

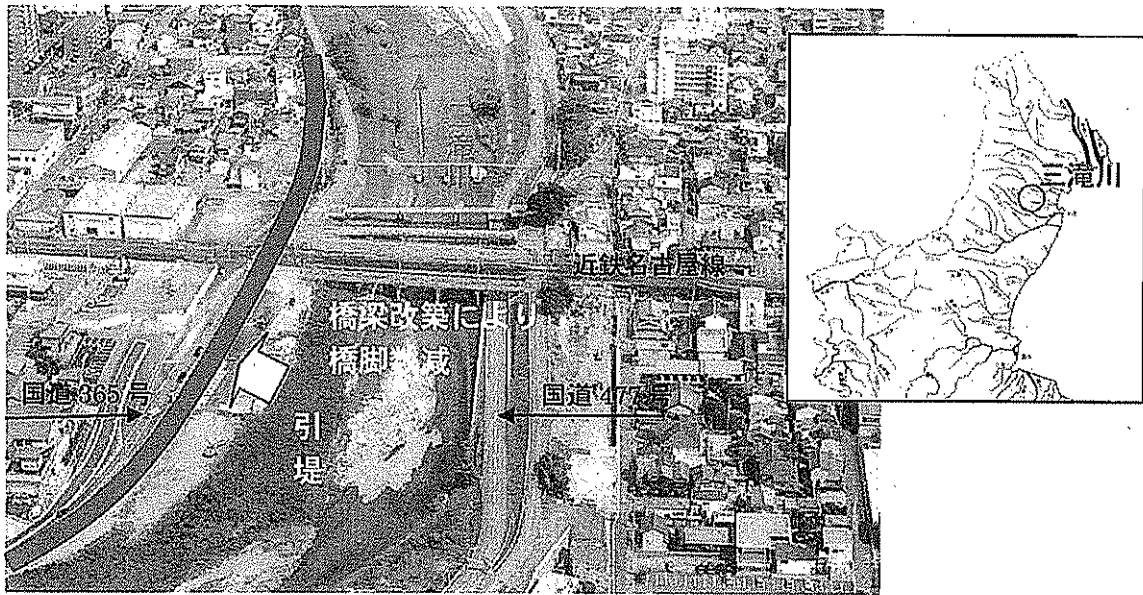
県の所管する鳥羽河内ダムが検証対象とされています。今後は本年夏頃に国において示される予定の「新たな基準」に基づき、事業主体において検証作業を行う必要があります

3 対応方針

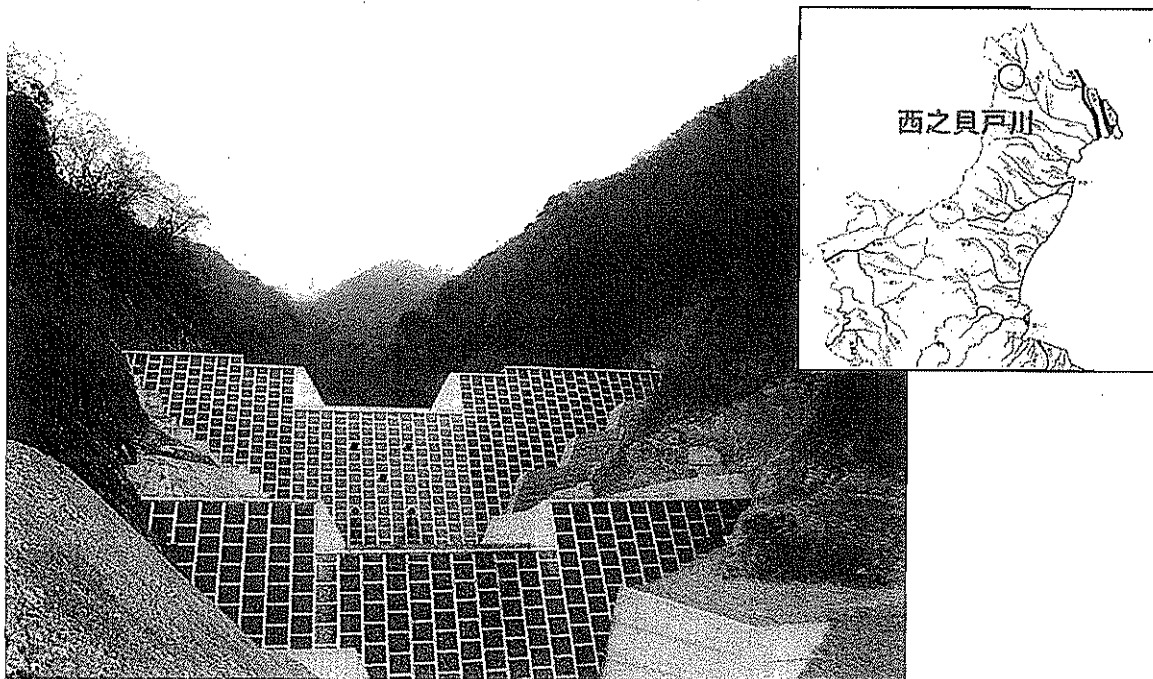
- (1) 直轄事業については、早期の治水効果の発現を図るため、引き続き事業推進のための事業費の確保が行われるよう、国や関係機関に働きかけていきます。
- (2) 河川事業の実施に当たっては、「三重県河川整備戦略」に基づき、平成22年度は補助事業として、鉄道橋・道路橋緊急対策事業（三滝川・四日市市）など20河川で改修事業を実施し、早期完成に努めます。さらにソフト対策としては、住民の避難につながる情報を提供するため、重要度、緊急度の高い中小河川において、特別警戒水位の設定や浸水想定区域図を作成します。
- (3) 砂防事業は、土砂災害から県民の生命・財産を守るための重要な事業であり、着実に推進していく必要があります。今年度は、平成20年9月に県北部で発生した土砂災害で大きな被害を受けた菰野町、いなべ市において、昨年度に引き続き砂防激甚災害対策特別緊急事業に取り組み、重点的に再度災害防止対策を進めます。また、継続中の砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業が少しでも早期に完成するよう、引き続き事業の推進に努めるとともに、より多くの県民の生命や財産を守るため、緊急度を勘案しながら新たな箇所についても着手していきます。
- (4) ダム事業において、川上ダムについては、関係機関（国、水資源機構、京都府、大阪府、伊賀市）で協議・調整を重ね、その必要性や有効性、負担の妥当性を認め参画・推進してきた事業であることから、国等に対しては、「新たな基準」に基づく検証を速やかに実施し、事業の完成予定工期が守られるよう働きかけていきます。

鳥羽河内ダムについては、県において「新たな基準」が明らかになり次第、検証作業を進める予定です。

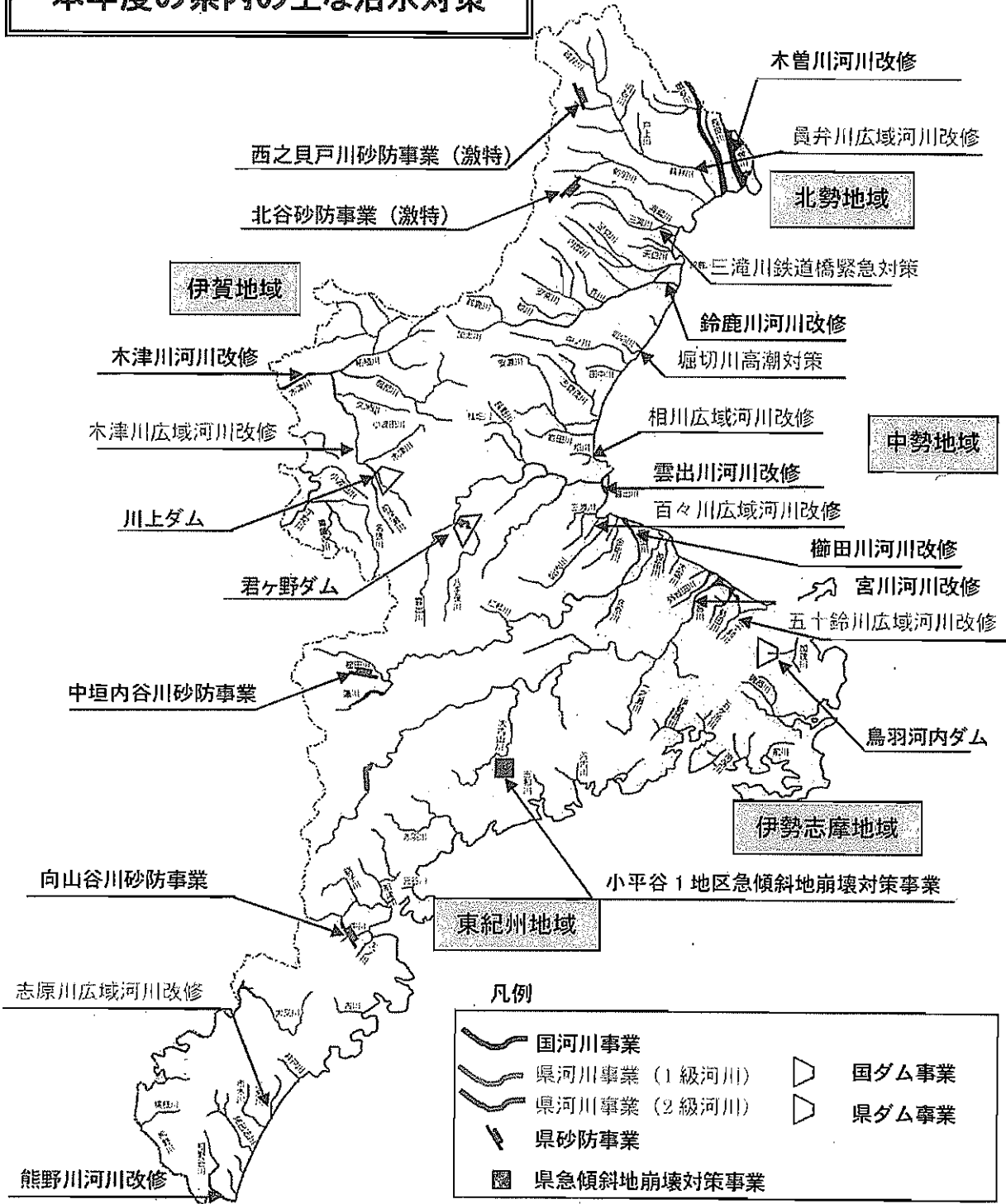
三滝川鉄道橋・道路橋緊急改築事業（四日市市滝川町）



西之貝戸川砂防事業（6号堰堤）（いなべ市藤原町）



本年度の県内の主な治水対策



港湾・海岸整備

1 現状

港湾は産業における製品の輸出や食糧資源の輸入など、経済活動を支え、地域の産業や観光を支援する役割を担っています。

県内には、四日市港管理組合が管理する指定特定重要港湾として四日市港、県が管理する重要港湾として津松阪港、尾鷲港の2港、その他地方港湾の17港、あわせて20港湾があります。

また、本県における海岸線の延長は全国第8位の約1,088kmで、その72%にあたる約783kmが県土整備部の所管する海岸線となっています。更にそのうちの39%にあたる約307kmが海岸保全区域として指定されています。県ではこれら海岸保全区域における海岸保全施設の整備を行っています。

2 課題・問題点

(1) 港湾においては、港湾計画等に基づき、効率的な貨物輸送や船舶の航行の安全性を確保するための施設整備や供用中の老朽化した施設の改良、更新を行う必要があります。また、大規模地震が発生した場合における物資や人員の緊急輸送を可能にするための耐震強化岸壁の整備を行う必要があります。

(2) 海岸整備について、県内における海岸保全施設は昭和28年の13号台風及び昭和34年の伊勢湾台風後に築造されたものが大部分で、築後50年前後が経過し、老朽化や海岸侵食等で防護水準の低下が見られることから、高潮対策、侵食対策、老朽化対策等の施設整備が必要となっています。

また、近い将来発生が危惧されている東海・東南海・南海地震に対しての海岸保全施設耐震対策や、津波の被害を軽減するための対策が求められています。

3 対応方針

(1) 本年度においては、津松阪港（大口地区）では、航路計画である水深-7.5m、幅130mを確保するための航路浚渫を行うとともに、大口岸壁の老朽化した栈橋上部の改良工事を行います。

鳥羽港（佐田浜地区）では、伊勢志摩地域の観光を支援し地域の活性化を図るため、1期工区の小型船だまり整備を進めており、平成23年度からの供用開始をめざし、護岸、浮棧橋及び臨港道路の整備を行います。

尾鷲港（第4岸壁）では、大規模地震対策として耐震強化岸壁の整備を推進します。

(2) 海岸整備としては、高潮等に対する防護水準の不足、海岸侵食の進行等により災害の発生のおそれがある海岸のうち、直轄事業で津松阪港海岸・伊勢湾西南海岸、県事業で長島海岸・宇治山田港海岸・井田海岸（七里御浜海岸）等において整備を行います。

また、平成21年度に県土整備部所管海岸において、老朽化対策の必要性調査のため一次点検（目視調査）を行いました。引き続き平成22年度は、二次点検（詳細調査・空洞調査等）を行い、対策必要箇所の把握に努めます。

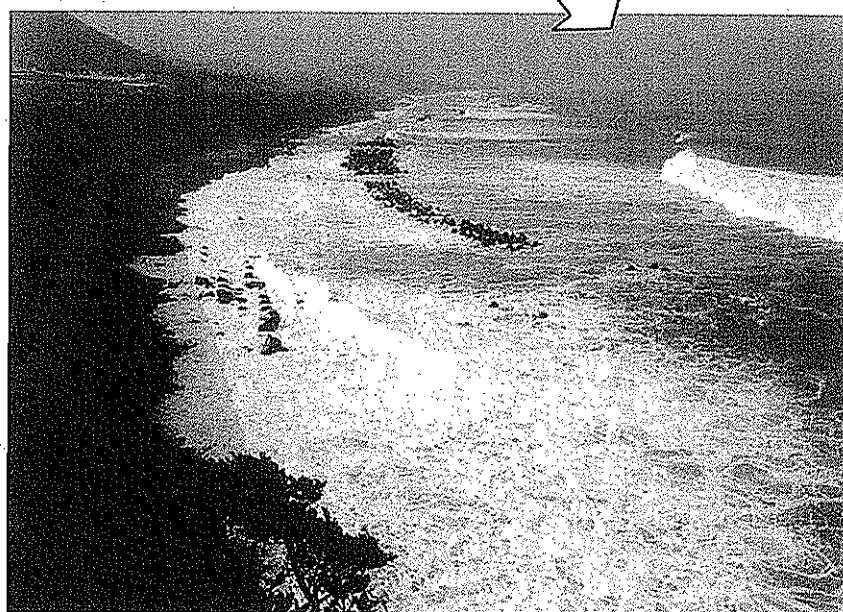
更に、地震対策として堤防の液状化対策を国府地区海岸にて行います。

津波対策としては、津波発生時における被害の軽減と避難時間を確保するため、開閉操作に時間を要する大型防潮扉の開閉操作の動力化を推進しており、鳥羽港海岸において実施します。

七里御浜海岸の侵食状況

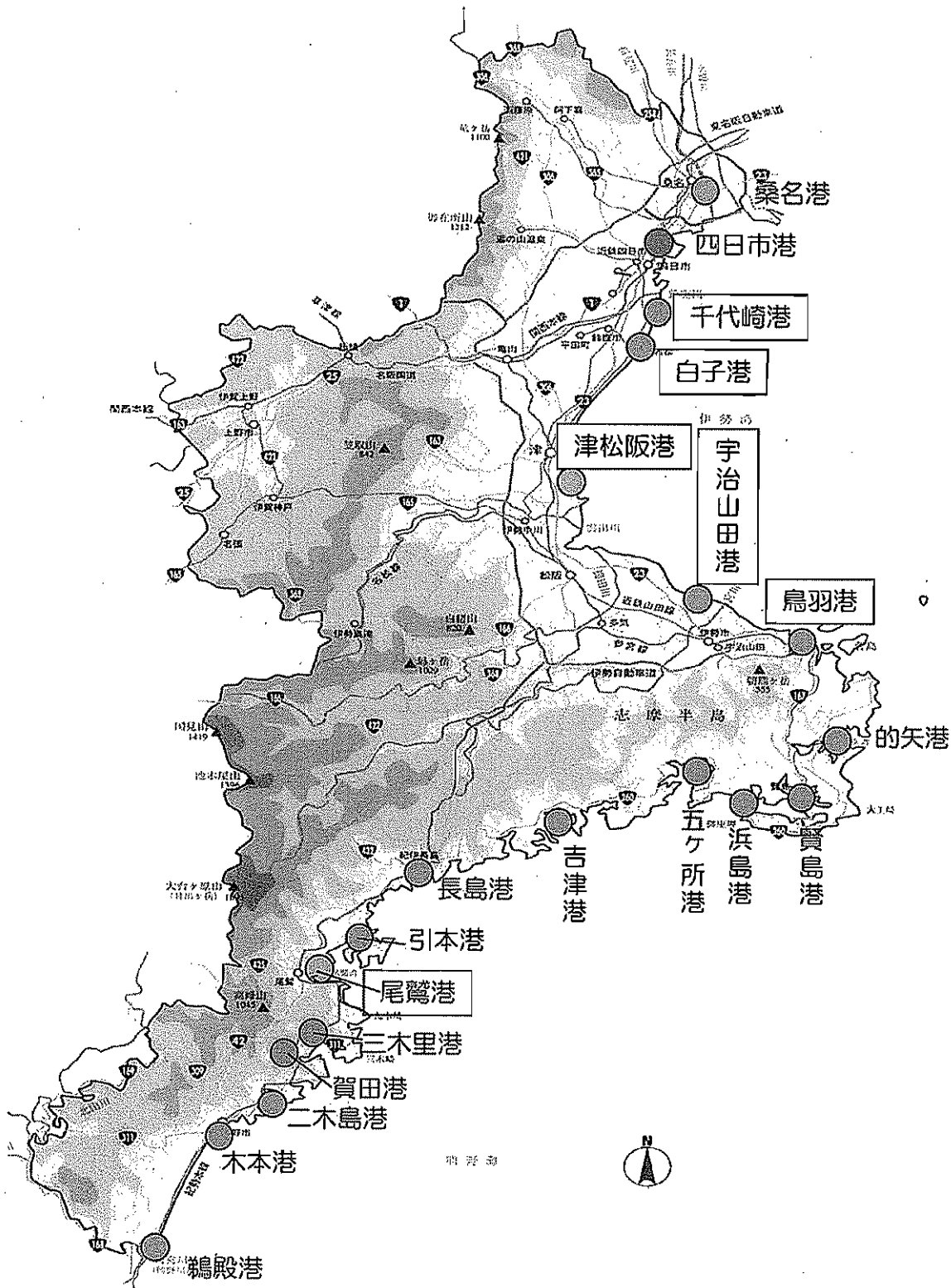


昭和39年当時の七里御浜海岸



現在の七里御浜海岸

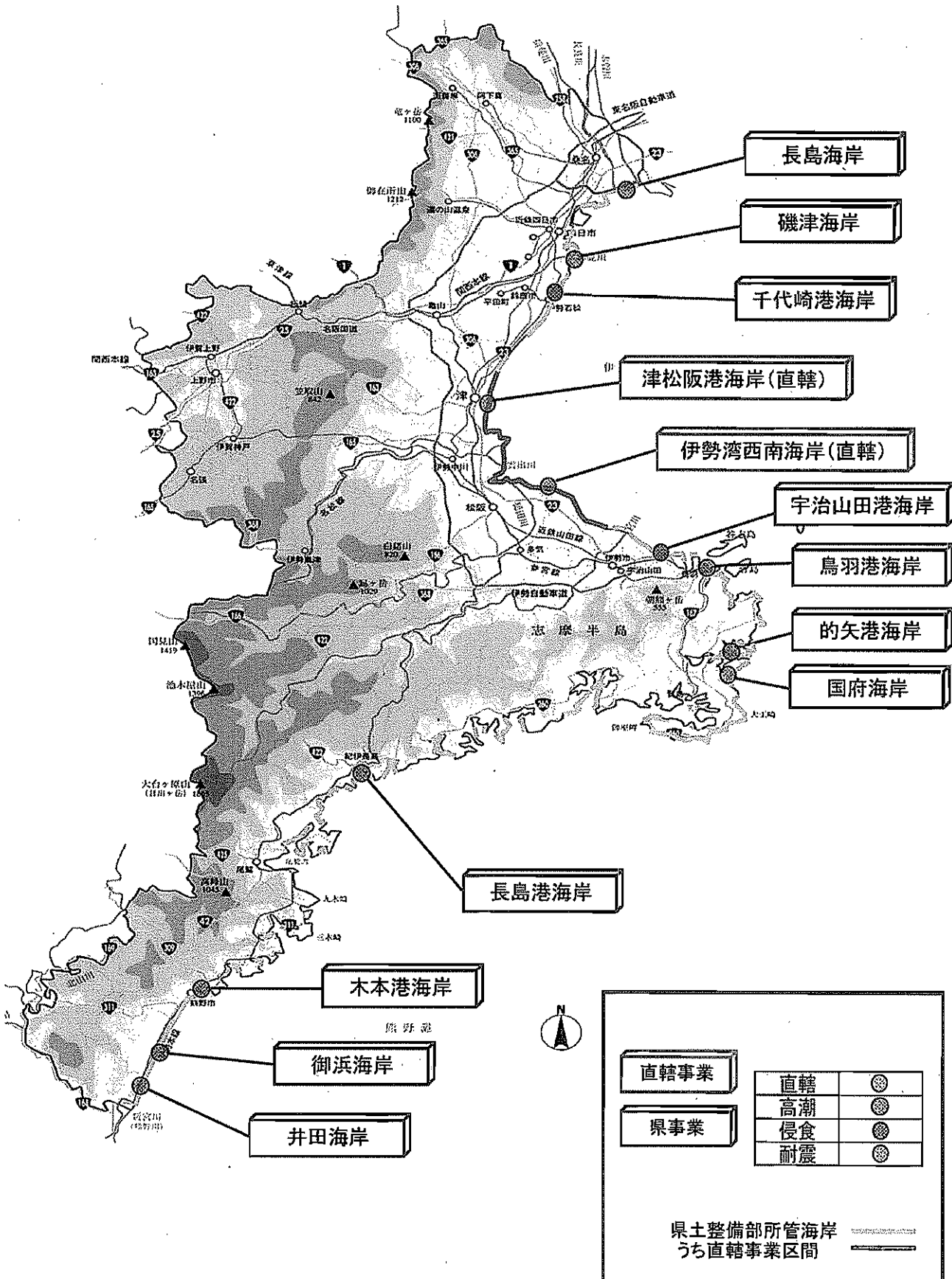
【三重県の港湾】



●	指定特定重要港湾 (1)
●	重要港湾 (2)
●	地方港湾 (17)
※港湾名の口囲みは本年度事業予定箇所を表す	

【三重県の海岸】

事業実施中の主な海岸



下水道事業

1 現状

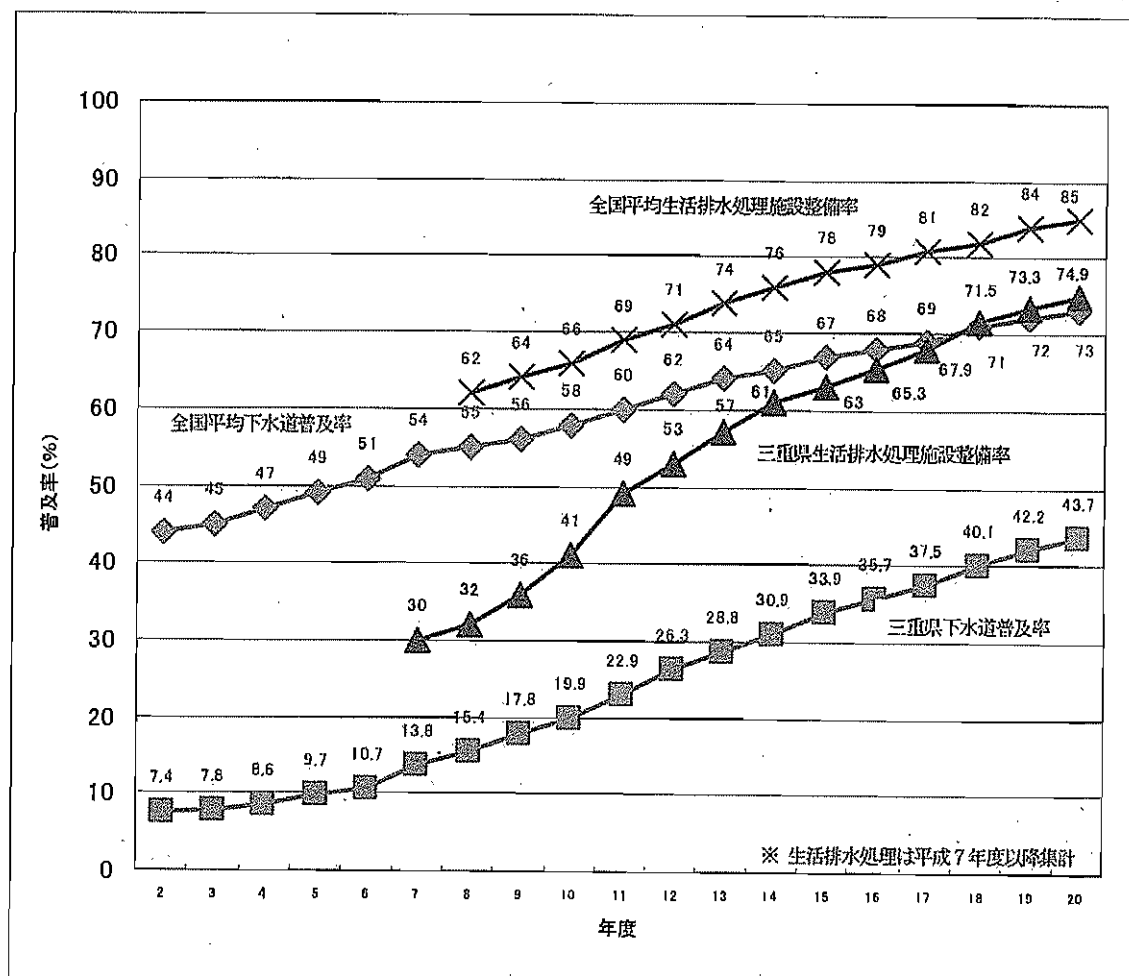
(1) はじめに

本県においては、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などの生活排水処理施設整備を計画的、効率的に進めるため、県と市町が連携して「三重県生活排水処理施設整備計画（生活排水処理アクションプログラム）」を策定し、この中で下水道の計画区域を設定しています。

本県の平成20年度末における生活排水処理施設整備率は74.9%であり、うち下水道（下水道普及率）は43.7%となっています。（平成21年度末見込みの下水道普及率は約46%）

平成18年3月に見直しを実施した生活排水処理アクションプログラムでは、下水道の整備について、中間年度の平成22年度末には48.0%、平成27年度末には56.8%と目標を定め、計画的、効率的な事業の推進に取り組んでいます。

普及率の推移



[参考] ※生活排水処理施設整備率 ×全国平均84.8% ▲三重県74.9% (平成20年度末) …第31位
 ※下水道普及率 ◆全国平均72.7% ■三重県43.7% (平成20年度末) …第41位

(2) 県内の下水道事業の概況

① 公共下水道

公共下水道には、各市町が管渠整備を行い、流域下水道の幹線管渠に接続する流域関連公共下水道と、流域下水道の計画区域外において、それぞれの市町が独自で終末処理場と管渠整備を行う単独公共下水道があります。

県内市町の下水道事業実施状況及び供用状況は、県内29市町のうち24市町が下水道整備を計画し、うち23市町で供用を開始しています。また、平成22年度では18市町が事業を実施する予定です。

② 流域下水道

本県の流域下水道は、北勢沿岸流域下水道（北部処理区・南部処理区）、中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区・松阪処理区・志登茂川処理区）、宮川流域下水道（宮川処理区）の3流域6処理区で事業を実施しており、このうち、北勢沿岸流域下水道（北部処理区・南部処理区）、中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区・松阪処理区）、宮川流域下水道（宮川処理区）の5処理区で供用を開始しています。

なお、平成18年度から流域下水道の運営管理について、(財)三重県下水道公社を指定管理者とし、流域下水道処理場及び中継ポンプ場の維持管理業務を委託しています。

2 課 題

生活排水処理アクションプログラムでは、全体の81.8%を下水道で整備することとしており、中でも流域下水道が全体の59.6%を占め、公共用水域の水質保全に果たす流域下水道の役割は非常に大きいものとなっています。

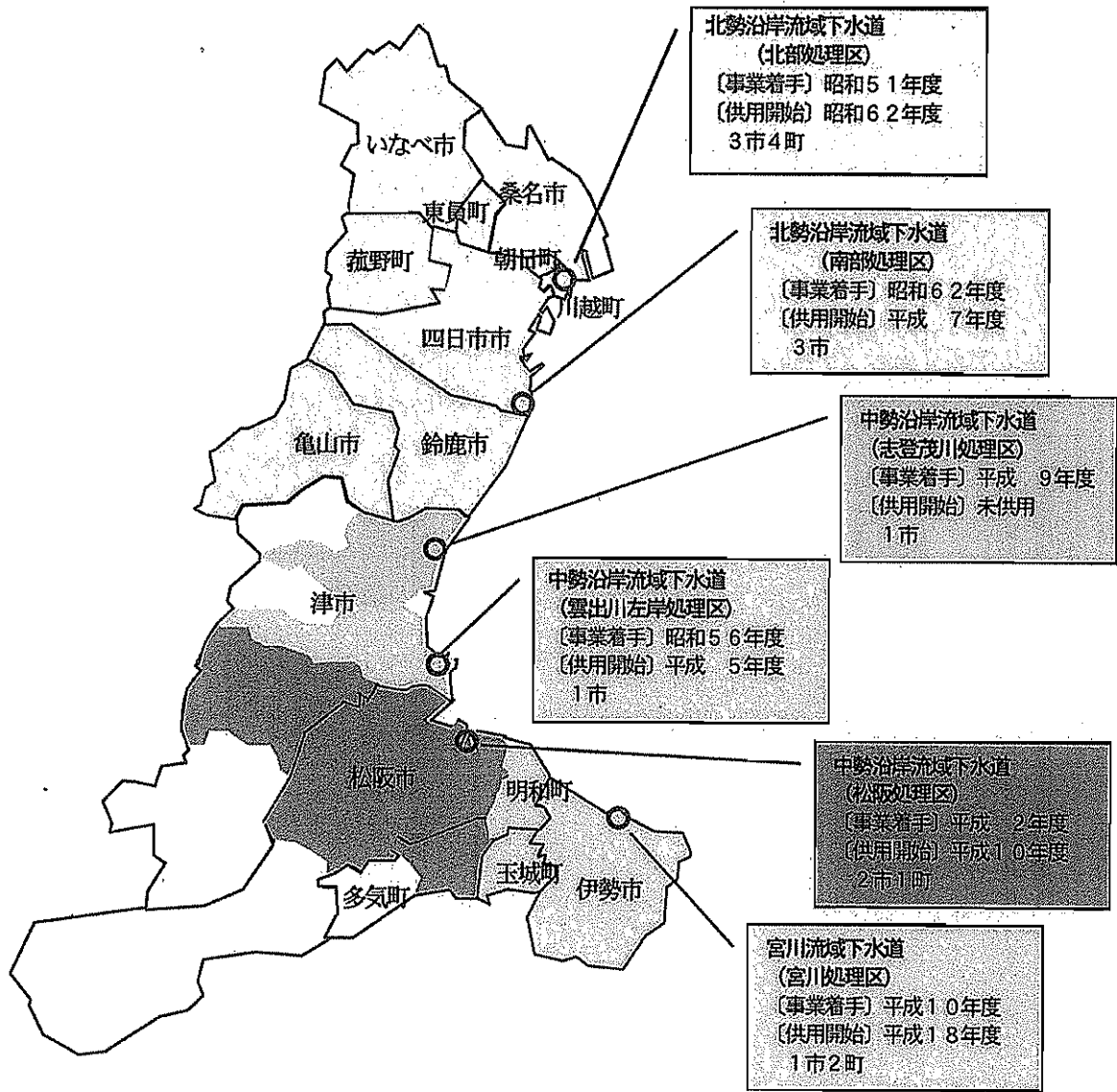
本県では、処理場に流入する汚水量の増加に合わせ、関連市町と連携した効率的な下水道整備に努めていますが、関連市町においては、公共下水道（面整備）の施設整備、流域下水道維持管理費の負担など、財政上の課題が大きくなっています。

3 対応方針

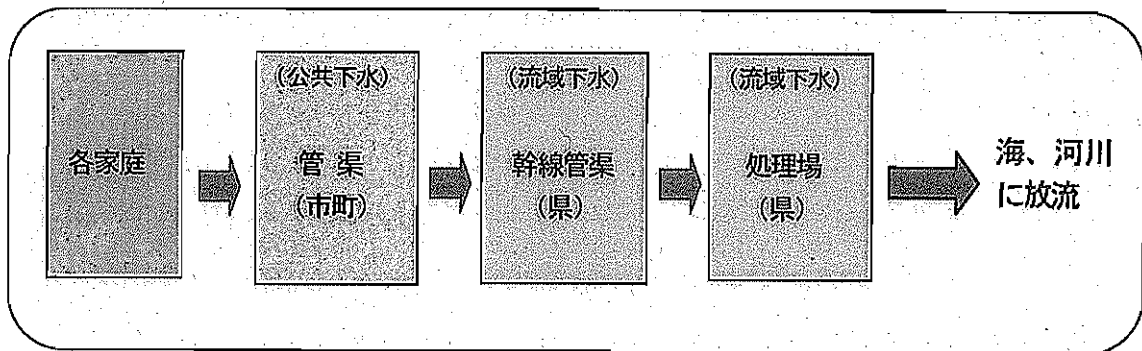
下水道事業を「健全かつ持続可能な事業」として再構築する必要があることから、整備計画を見直すとともに、適正なコスト回収を市町に働きかけます。また、公営企業会計方式での財務諸表の作成など、流域下水道事業の透明性向上に努めていきます。

なお、本年4月には下水道事業も含めた生活排水対策を推進するため、生活排水対策推進本部（本部長：江畑副知事 副本部長：環境森林部長、農水商工部長、県土整備部長 本部員：政策部長、総務部長）が設置され、国の一括交付金化の動向も踏まえ、市町とも協議した上で、より効率的・効果的な整備の推進について検討することとしています。

流域下水道計画処理区域図



汚水の流れ



流域下水道計画・事業進捗一覧

H22.4.1

区分	四日市・鈴鹿水域 北勢沿岸流域				中南勢水域 中勢沿岸流域						中南勢水域 宮川流域		合計	
	北部処理区		南部処理区		志登茂川処理区		雲出川左岸処理区		松阪処理区		宮川処理区			
	全体計画	H20末整備済	全体計画	H20末整備済	全体計画	H20末整備済	全体計画	H20末整備済	全体計画	H20末整備済	全体計画	H20末整備済	全体計画	H20末整備済
計画処理面積 (ha)	11,899	7,586	7,310	2,519	3,164	297	3,907	1,675	6,670	2,286	4,674	821	37,624	15,184
		64%		34%		9%		43%		34%		18%		40%
計画処理人口 (千人)	349.0	279.1	229.3	117.7	99.9	8.3	119.3	81.2	185.4	86.6	139.8	32.8	1,122.7	605.7
		80%		51%		8%		68%		47%		23%		54%
	処理人口	277.8	処理人口	117.7	処理人口	-	処理人口	79.2	処理人口	84.8	処理人口	24.2	処理人口	583.7
		80%		51%		-		66%		46%		17%		52%
計画処理水量 (千m ³ /日)	199.5	118.0	135.0	41.2	79.6	-	71.3	40.2	113.3	30.4	75.4	7.3	674.1	237.1
		59%		31%		-		56%		27%		10%		35%
幹線管渠延長 (km)	94.1	90.2	39.4	38.7	28.4	20.4	12.2	12.2	54.0	51.2	46.7	17.6	274.8	230.3
		96%		98%		72%		100%		95%		38%		84%
関連市町	四日市市、いなべ市、桑名市、東員町、菰野町、朝日町、川越町		四日市市、鈴鹿市、亀山市		津市		津市		津市、松阪市、多気町		伊勢市、明和町、玉城町			

三重県の都市計画の概要とマスタープランの見直し

1 現 状

- (1) 県内では、計画的な土地利用や都市施設の整備などを進めるために、28の都市計画区域(25市町)が設定されており、そのうち、線引き都市計画区域は7区域(12市町)、用途地域設定のみの都市計画区域は7区域(9市町)となっており、14の都市計画区域(10市町)では具体的な土地利用の計画を持っていないのが現状です。

※いなべ市、津市、松阪市、志摩市、伊賀市には複数の都市計画区域があることから市町の合計数が一致していません。

- (2) 長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての基本的な方針を明らかにするため、都市計画法に基づき、全ての都市計画区域を対象に、平成15年度に「三重県都市マスタープラン」(都市計画区域マスタープラン)(以下「マスタープラン」という。)を策定しました。

また、複数の都市計画区域を包含する広域的な圏域における土地利用のあり方、地域像を圏域マスタープランとして示すことにより、住民にわかりやすい都市の将来像を提示しています。

2 課題・問題点

- (1) 現在のマスタープランの目標年次が平成22年度までであるため、その改定を行う必要があります。
- (2) 都市計画区域に関しては、市町村合併の結果、一つの行政区域内に線引き・非線引きの都市計画区域が併存している市町があり、今後一貫した方針に基づくまちづくりの推進に支障が生じる恐れがあります。

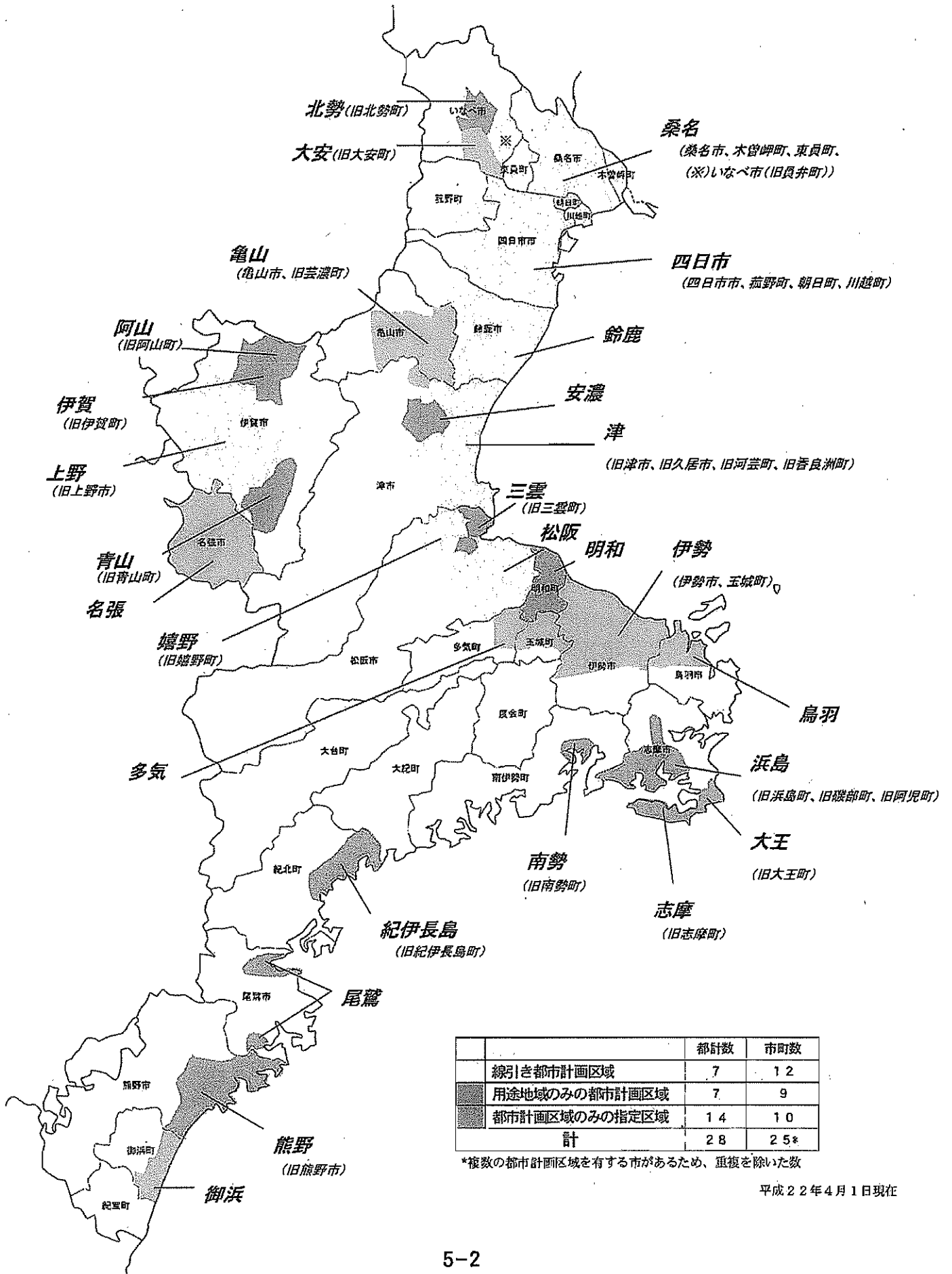
3 対応方針

- (1) マスタープランの改定に関しては、平成20年度に三重県全体として概ね共通する「都市づくりの方向」及び改定に際しての基本的な考え方を示すものとして、「三重県都市マスタープラン改定基本方針」を策定し、平成21年度は、この改定基本方針に基づき、県内5つの圏域ごとに、「圏域マスタープラン」を作成しました。

平成22年度は、各都市計画区域ごとに、土地利用規制の基本方針等の作成作業を進め、「都市計画区域マスタープラン」の改定を行っていきます。

- (2) 都市計画区域の再編は、マスタープラン改定作業とあわせて、合併後の市町の総合計画や市町都市計画マスタープランの策定状況も見据え、関係市町との十分な調整のもと、見直しを進めていきます。

三重県の都市計画区域



「三重県都市マスタープラン」今後のスケジュール

H22. 3月

圏域マスタープラン 確定

H22年度

区域マスタープランの策定

●圏域マスタープランの都市づくりの目標に即して都市計画区域ごとに具体的な土地利用規制や主要な都市計画の決定方針を明らかにする。

5月

各市町長宛
意見聴取

区域マスタープラン原案作成

8月～

公聴会周知、意見募集

9月～

公聴会

10～11月

区域マスタープラン素案作成

10～12月

国事前協議(法手続き)

1月

案公告・縦覧

3月

都市計画審議会 付議

H23. 4月

大臣協議

大臣同意

5月

決定告示・永久縦覧

法定
手
続
き

景観まちづくりの推進

1 現 状

(1) 美しいまち並みなど良好な景観への関心が高まってきており、全国の地方公共団体においても景観に関する自主条例が制定されるなど、良好な景観の形成に向けた取組が進められています。

本県は景観法に基づく景観行政団体となっており、平成 19 年には「三重県景観づくり条例」を公布しています。

更に、広域的な景観行政団体として、長期的、総合的視野に立った景観づくりの目標や基本方針、一定の行為に対する届出の基準（景観形成基準と届出対象行為）を定める「三重県景観計画」を平成 20 年 4 月から運用しており、建築物の建築等を行う際に景観に配慮したものとすよう届出による誘導などを行っています。

また、三重県屋外広告物条例に基づき、良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危害防止の観点から、看板等の屋外広告物に対し、必要な規制を行っています。

※景観行政団体： 景観行政を担う主体であり、都道府県、政令市、中核市は自動的に、その他の市町村は、都道府県との協議・同意により、景観行政団体になることができます。
(県内の景観行政団体) 伊賀市、四日市市、松阪市、伊勢市、鈴鹿市
※平成 22 年度内に、桑名市、亀山市が予定

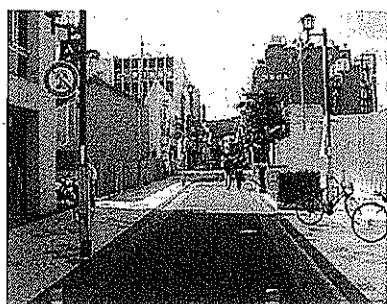
(2) 道路や河川などの社会資本整備や維持管理において、従来の「行政主導」から「県民との協働」へと変革が求められている中、「公」の役割を考え直し、協働のあり方を捉え直すなど、「新しい時代の公」にふさわしい社会資本整備が求められています。

このため、社会資本整備における県民との協働に対する職員の意識の向上や人材育成を進めています。

また、地域住民や市町との協働により、良好な景観や歴史的なまち並みなどの地域資源を活かしたまちづくりを進めてきており、県内の街道を軸とした地域において、地域住民と市町が取り組む文化力を活かした景観まちづくりを支援しています。

(実施例)

① 外宮前地区(外宮参道)における景観に配慮した道路舗装、道路照明灯整備



施工前

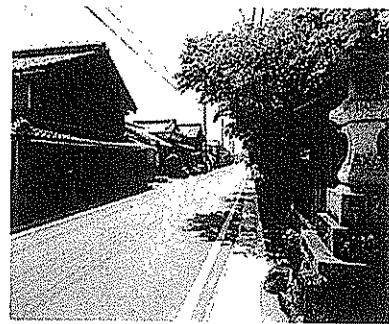


施工後

② 斎宮地区（伊勢街道）における景観に配慮した道路舗装等



施工前



施工後

2 課題

- (1) 景観づくりは、県と市町の役割分担を踏まえ推進することが必要であるため、県は市町の景観計画策定への取組や地域が中心となって取り組む景観づくりを支援するとともに、県民や事業者、市町と共に、美しい景観づくりを県内全域で展開していくことが求められています。

また、三重県屋外広告物条例に基づく事務については、きめ細かな対応が可能な市町への権限移譲を進めるとともに、違反屋外広告物の是正に取り組む必要があります。

- (2) 県民の参画と協働による社会資本整備をより一層展開していくため、住民参画の取組を広く実施していく必要があります。

また、まちの骨格を構成する道路などの県有施設において、地域のまちづくりに沿った修景整備を進め、地域振興や観光振興にもつなげていく必要があります。

3 対応方針

- (1) 三重県景観計画に基づく届出に対する相談・審査や県内の景観行政団体との連携等を通じ、良好な景観づくりの推進に取り組むとともに、県民や市町の意識の高揚と普及啓発、市町や地域が中心となって取り組む景観づくりへの支援、市町の景観行政団体化に向けた取組の支援などを進めます。

また、三重県屋外広告物条例に基づく事務については、引き続き市町への権限移譲に向けての調整を行うとともに、違反広告物や違反者の特定を行うなど、違反屋外広告物の是正に取り組んでいきます。

- (2) 社会資本整備の各段階（構想、計画、実施、維持管理）において住民参画の手法を取り入れることにより、県民の創意工夫やニーズを反映した住民満足度の高い社会資本整備の実現をめざします。このため、住民参画を担う行政職員を養成するとともに、住民参画の実践を推進します。

また、歴史・文化の豊かな街道を軸とした地域において、地域住民と行政の協働により、良好な景観やまち並みを創造するとともに、まちの骨格を構成する道路などの県有施設において修景整備を実施していきます。

木造住宅耐震化と県営住宅の管理

1 現 状

(1) 木造住宅耐震化

東海・東南海・南海地震への対策として、「三重県耐震改修促進計画」を平成18年度に策定し、住宅の耐震化率9割を目標に、倒壊のおそれのある昭和56年5月31日以前（旧耐震基準）に建てられた住宅の耐震化をまちの耐震化につなげていくために、木造住宅の耐震診断補助及び耐震補強補助等に取り組んでいます。

【耐震診断補助の実績】

(単位：戸)

	平成14～ 16年度	平成17 年度	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	累 計
目標戸数	13,000	8,000	8,000	3,000	3,000	3,000	38,000
実績戸数	7,811	3,064	3,003	3,049	1,920	1,940	20,787

【耐震補強補助の実績】

(単位：戸)

	平成15～ 16年度	平成17 年度	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	累 計
目標戸数	125	125	150	400	400	250	1,450
実績戸数	41	120	158	138	167	124	748

(2) 県営住宅の管理

県においては、現在62団地（4,161戸）の県営住宅を管理しています。平成22年4月1日現在の入居可能戸数は3,589戸であり、入居戸数は3,276戸（入居率91.28%）となっています。

県営住宅の維持管理を中心とした業務については、平成18年4月から指定管理者制度を導入しており、ブロックごとに以下の指定管理者により管理を行っています。

- 北勢ブロック : 三重県北勢地区管理事業共同体
- 津・伊賀ブロック : 伊賀南部不動産事業協同組合
- 南勢ブロック : 三重県南勢地区管理事業共同体
- 東紀州ブロック : 三重県南勢地区管理事業共同体

2 課 題

(1) 木造住宅耐震化

平成27年度までに安全な住まいの割合（住宅の耐震化率）を平成21年度末79.3%から90%に引き上げることを目指し、より一層の耐震化促進に向け、取り組む必要があります。

(2) 県営住宅の家賃滞納

平成11年度以降、法的措置も含めた家賃の滞納対策を強化したことから、平成14年度末に約1億9千万円あった未収金は平成21年度決算（見込）で約2千7百万円にまで圧縮しています。しかしながら近年の経済不況等により、滞納が生じやすい状況になっていることから、今後も継続した滞納対策を行う必要があります。

3 対応方針

(1) 住宅の耐震化促進への取組

無料耐震診断や耐震補強等の補助制度について、ホームページ、パンフレット、メディア等を活用した情報提供を引き続き行います。

特に住宅団地等への個別訪問の効果が高いことから専門家、市町職員、自治会等と協働して更に一層の取組を行います。

また、専門家や市町職員との協働により、過去に無料耐震診断を受けた方を対象に、概算の耐震補強工事費や補強方法に関する相談会を実施します。

【木造住宅耐震化に関する補助制度】 （対象：昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅）

	補 助 額
①耐震診断支援	全額
②耐震補強設計補助	耐震補強設計費の3分の2（上限16万円）
③耐震補強工事補助	耐震補強工事費の3分の2（上限60万円）に国が耐震補強工事費の11.5%を加算
④簡易耐震補強工事補助	簡易耐震補強工事費の3分の2（上限30万円）

※③、④の補助を受けることのできる対象者は「高齢者若しくは障がい者等世帯又は収入が高額でない（3人世帯年収632万円以下）世帯」となっています。

(2) 県営住宅の家賃等の滞納への取組

家賃の滞納対策としては、「新たな滞納の未然防止」、「滞納発生時の初期段階からの対応」が大切であるため、家賃の口座振替の拡大や、滞納初期段階における電話や文書、訪問による催促の強化等の対策を講じていきます。

建築開発行政

1 三重県の建築行政の概要

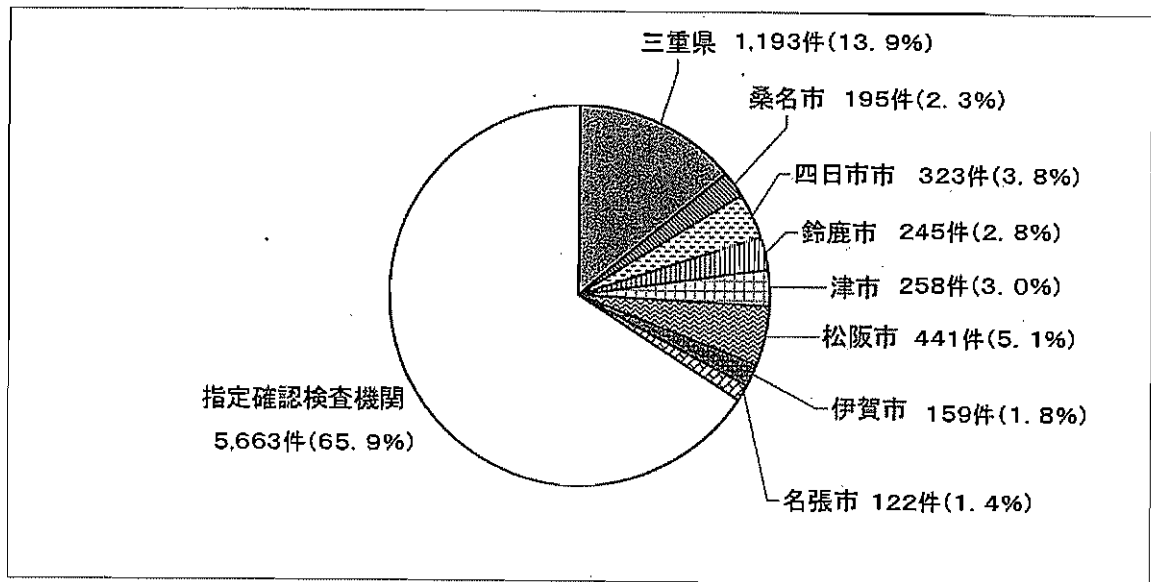
安全で安心な建築物を確保するため、建築基準法に基づき建築確認申請の審査、建築物の中間検査及び完了検査、建築物の特例許可などを行っています。

県では建築行政の権限移譲を進めており、桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市及び松阪市の5市は一般特定行政庁として全ての建築物の確認等を、伊賀市と名張市の2市は限定特定行政庁として小規模な建築物の確認等を行っています。

なお、建築確認及び検査は、民間機関でも行うことができ、県内には指定確認検査機関が2機関あることから、各市や指定確認検査機関との連絡・調整も県の重要な役割となっています。

平成21年度の建築確認申請件数は8,599件で、その内訳は下図のとおりです。

<建築確認申請件数（平成21年度）>



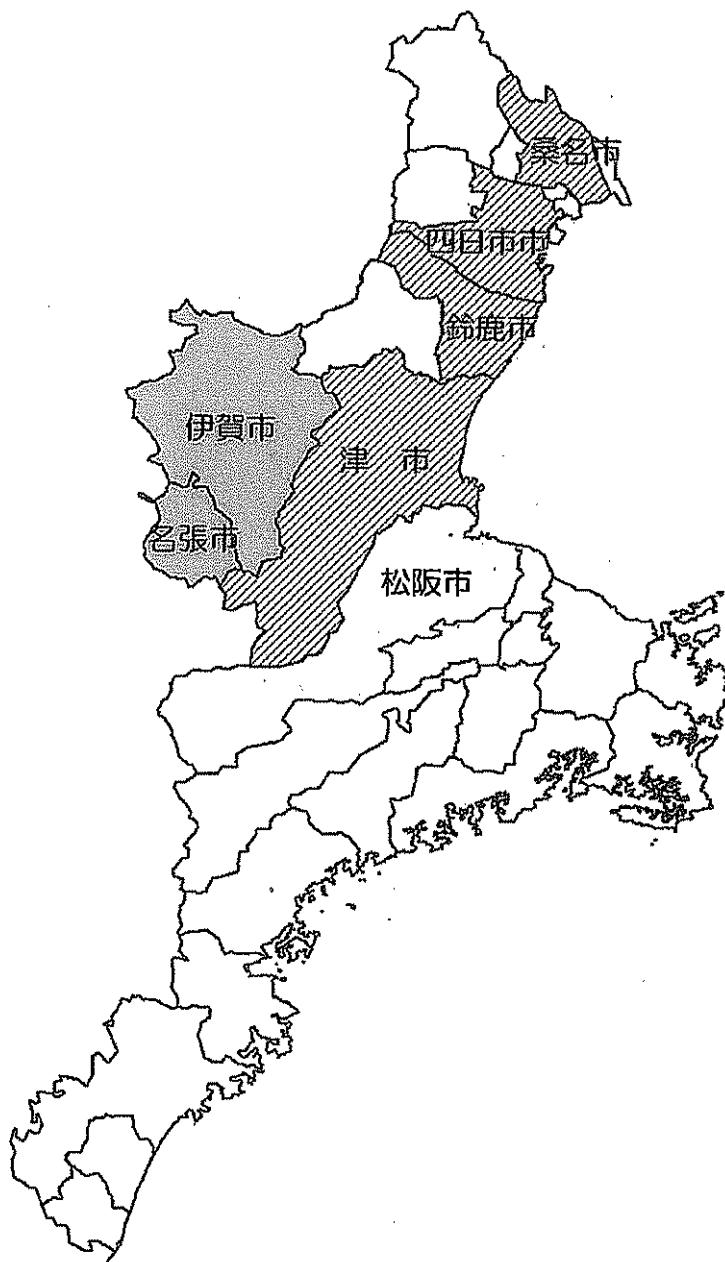
2 三重県の開発行政の概要




適正な土地利用及び安全な宅地を確保するため、都市計画法及び三重県宅地開発事業の基準に関する条例に基づき開発許可申請の審査、開発工事の完了検査などを行っています。

開発行政においては、桑名市、四日市市、鈴鹿市及び津市の4市へ開発許可権限を移譲しており、それ以外の区域における開発許可等は三重県が行っています。

平成21年度の開発許可件数は、三重県181件（桑名市には平成22年4月からの移譲であるため、桑名市の29件を含む。）、四日市市80件、鈴鹿市36件、津市28件で、合計325件となっています。

建築確認・開発許可を行っている市



-  全ての建築確認を行っている市（桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市）
-  小規模な建築物の建築確認を行っている市（伊賀市、名張市）
-  開発許可を行っている市（桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市）

営繕事業

1 平成22年度の取組

各部署の依頼に基づき、県民の皆様が安全かつ安心して利用していただける施設整備を行うために、県有建築物の営繕（各部署の用に供する財産の維持補修並びに病院事業庁及び企業庁の事業の用に供する財産の営繕に係るものを除きます。）に係る設計及び施工監理に関する業務を執り行っています。

今年度の営繕室執行の工事・委託は、継続工事・委託が14件 約42億4500万円です。また、新規工事・委託が231件、約132億9700万円の予定です。今年度発注予定工事等の内訳は知事部署が71件、約103億7900万円、教育委員会が156件、約27億6400万円、その他部署（県警本部）が4件、約1億5400万円です。昨年度に比べ、予算ベースで約62億4200万円増（88%増）となります。

2 主な工事等について

◇ 発注済み工事

工事名	執行委任元	工事概要
三重県伊勢庁舎本館等建築工事	総務部	本館棟、保健福祉事務所棟他の建築工事 本館棟：RC造4階建て（基礎免震構造） 8,285.93㎡ 保健福祉事務所棟：RC造2階建て 948.36㎡ 他
鳥羽警察署庁舎棟建築工事	県警本部	庁舎棟の建築工事 RC造3階建て（基礎免震構造）2,939.18㎡

◇ 発注予定工事

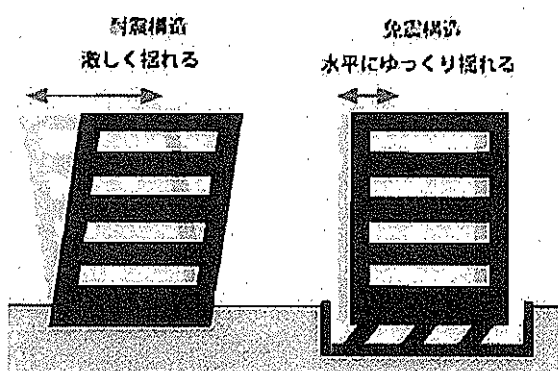
工事名	執行委任元	工事概要
三重県尾鷲庁舎耐震改修工事	総務部	庁舎の耐震改修工事 RC造6階建て 5,246.82㎡
新県立博物館（仮称）建築工事	生活・文化部	新県立博物館（仮称）の設計業務委託 新県立博物館（仮称）の建築工事 SRC造地下1階地上2階建て（基礎免震構造） 約10,779㎡
相可高等学校実習棟建築工事	教育委員会	実習棟の建築工事 RC造2階建て 約1,500㎡
伊勢高等学校教室棟建築工事	教育委員会	教室棟の建築工事 RC造3階建て 2,949.19㎡

3 平成21年度竣工事例

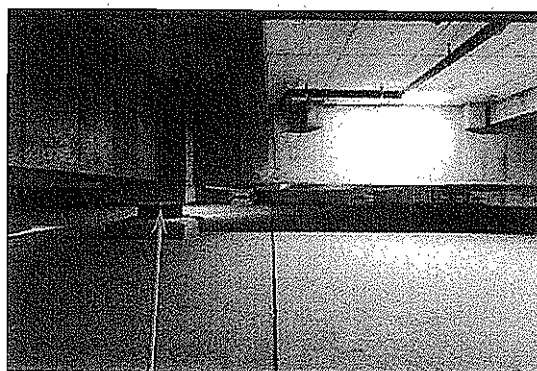
松阪警察署



[庁舎棟 外観]



耐震構造と免震構造の比較



[庁舎棟 地下免震層]

免震装置